

国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における
環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第8回）

2008年7月3日（木）

（13:30～18:15）

国際協力銀行 講堂

【司会】

そろそろ時間でございますので、始めさせていただきますと存じます。

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。国際協力銀行（国際金融等業務）及び日本貿易保険における環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合、本日第8回でございますが、ただいまから開始させていただきますと思います。

前回に引き続きまして、私、本日の議事の進行役を務めさせていただきます国際協力銀行・鶴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

毎回お願いしていることですが、会議の進め方につきまして、お願い、ご説明をさせていただきますと思います。

本日、通例どおりでございますけれども、大体5時半、17時半まで、4時間を予定させていただくということでございます。途中で10分から15分の休憩を挟ませていただくということも通常どおりでございます。それから、議事録につきましても、逐語にて公開予定でございますので、ご発言の際にはご所属、お名前をいっていただければと思います。匿名をご希望の方はその旨、おっしゃっていただければと思います。それから、なるべく簡潔にご意見をお願いいたしまして、多くの方のご意見がいただけるようにということも常々お願いしていることですが、今回もよろしく願いできればと思います。それから、環境ガイドラインの改訂のコンサルテーションということでございますので、個別案件に関するご質問につきましてはご遠慮いただければと思います。

お願い事項、いつものとおりでございますので、今回もよろしく願いできればと思います。

それでは、まず初めに、本日のコンサルテーション会合の進め方、進行要領につきまして、JBICの藤平からご説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

【国際協力銀行 藤平】

JBICの藤平でございます。お暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。今、司会から話がございましたとおり、本日の議事の進め方について、本日も簡単にご説明したいと思います。

既にホームページでアナウンス申し上げているとおり、本日の予定でいけば、一部既に終わっているものもありますけれども、通し番号でいきますと、13番から29番までという

ことになると思います。基本的には若い順番から進めていくということを考えております。と同時に、一方で、これは私どもなりの勝手なあれでございますけれども、本日の目玉の1つが原子力発電関連の話だろうと思っております。したがって、ここについては、本日でできるだけ触れて議論を尽くすということも一方でやりたいと思っておりますので、場合によっては、ちょっと順番を適宜入れかえるということもやることがあります。今の段階でどこからどのように飛ぶとか、そういったことを申し上げるつもりはないのですけれども、議事の進行ぐあいを見て、適宜この範囲内でやりくりをさせていただきたい、順番の入れかえをさせていただきたいと考えております。

それから、これも大きな意味で議事の進行の説明の1つだと思っておりますけれども、本日配付しております資料の中で論点整理表というものがあるかと思っております。これは7月3日のバージョンでアップデートしております。前からご参加いただいている方は、もしかしたら旧バージョンでいろいろな書き込み等々されておられるかもしれません。そういう方々への便宜も考えまして、前回のバージョンから変わった箇所につきまして、簡単にご説明したいと思っております。7月3日の日付のペーパー、論点整理でございますけれども、変わった箇所だけ申し上げます。

まず18ページ、若干もやもやがかかっているといえますか、色がけになっているような感じの箇所がその該当箇所なのでございますけれども、本日、多分議題の1つになるであろう項番14番の地球・人間環境フォーラムさんからいただいているコメントが加わっております。

それから、その次の19ページ。これも同じ項番でございますけれども、地球・人間環境フォーラムさんからいただいているコメントを加えております。これは14の です。 とにそれぞれコメントをいただいております。

1点だけ誤植がありまして、19ページのほうなのでございますけれども、(1)、(2)があって、(2)が「(2)については」となっていますが、これはタイプミスでございます、「(2)については」の「に」の前に「(a)」が入ります。要は、(1)の(a)のところを受けておられるコメントでございます。

それから、ちょっと先に進みまして、23ページ。項番19 1の のポイントについてのところですが、やはり最後に同フォーラムさんからのコメントをいただいております、これを追加しております。23ページです。

それから、随分飛びますけれども、43ページ。項番28に関して、検討ポイントの 及び

に NGOさんからのコメントということで、2カ所追加してございます。

以上の点が前回の論点整理表からの変更点になります。

以上が本日の議事次第についてのご案内でございます。

【司会】

ありがとうございました。ただいま本日の議事、会議の進行につきまして、JBICから説明がございましたけれども、そういうことで、もしご質問等なければ、そういう形でやらせていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますでしょうか。 それでは、ただいまのご説明に沿いまして、本日は前回の続きといたしまして、項番13番から開始させていただきますと思います。

それでは、まず13番、これはJBICのほうでしょうか。お願いできればと思います。

【国際協力銀行 藤平】

それでは、13番からまいりたいと思います。

13番の議論に入る前にちょっと1点だけ。まず、簡単ではありますが、前回の特に終わり方につきまして、私からおわびを申し上げたいと思っています。若干個人的な感情も入っていたのかなと思っておりまして、フラストレーションがかなりたまっているみたいな、本来こういう議事であるべきではない発言をいたしました。大変申しわけなく思っております。やはりまだまだ人間ができておりませんものですから、ついついあのような失言をしてしまいました。以後気をつけてまいりたいと思っています。と同時に、皆様方のご協力をぜひよろしくお願いしたいと思います。この場をかりておわびいたします。

早速論点の13番でございますけれども、これはタイトルとしてはステークホルダーからの意見への対応ということでございまして、NGOさんからいただいている論点でございます。論点整理表の項番13のところは17ページから始まるわけでございますけれども、検討ポイントのところ2つポイントをいただいておりますが、この点につきまして、もちろん紙ベースのやりとりのところはあるわけでございますが、私どもで認識しているところの話としまして、改訂の論点といったときに、どこが論点になってくるのかというところについて、なかなかつかみかねているところがございます。一方で、ここのご指摘でございますけれども、そのとおり読ませていただきますと、もちろんはしるわけでございますが、影響を受ける地域住民や現地 NGOからの意見や懸念に対して、事業者の対応、さら

にはそれに対するJBICの評価を回答するなどとなっております。最後、適切な対応をとるべきと。最後のポイントが適切な対応をとるべきということでございまして、もちろん個別案件においては多分いろいろとご意見もあろうかと思えます。個別案件においては、確かに皆様方にとって十分ではないと思われるような対応があったかもしれませんが、私どもは、このガイドラインとの関係においては適切な対応はとっているつもりでございますし、引き続きこれからも対応はとっていくということでございます。したがって、個別案件において何かご意見がございましたら、それはこれまでどおり真摯に承りたいと思っているのですが、ガイドラインの改訂ということになったときに、適切な対応は、そういう文言、あるいはその前に「など」というのはもちろんございますが、私ども、これまでも現地国法制、国際的な基準を参照しながらやってきていると思っております。それから、もちろんプロジェクトの実施主体者の方々もガイドラインの条項をごらんになりながらやってこられる、あるいはやってこられていくものだと思っておりますので、改訂の論点、あるいは改訂の具体像がなかなか見えにくい内容でございます。

加えまして、ここで書かれている中での1つキーワードは、地域住民や現地 NGOからの意見、あるいは懸念。これは、ちょっと保守的に構えているととられてしまうかもしれませんが、主観的な要素を含んでいると思っております、いかなるものであっても、意見や懸念が表明されたときに、いわばここに掲げているような、JBICの評価まで含むような回答をするということが本当に必要なのだろうかと思っております。それから、もちろん私どもは環境社会配慮の確認をする主体であるわけですが、環境社会配慮をする主体はどなたかということになると、これはプロジェクトの実施主体者であります。こういうプロジェクトを実施していくに当たってのポイントは、まさしく地域住民とか現地 NGOの方々も含めた、地域住民の方々とプロジェクト実施主体者との間できちっと話し合いがもたれて、そこで解決されていくべきものであって、私どものような後ろに控えている機関がそんなやたらめったら出っ張っていくということが当然想定されているわけではない。つまり、現地サイドで十分コミュニケーションをとっていただいて、それで解決が得られるということが一番大事なことであるので、先ほど申しました、とりようによっては、どの程度の、あるいは主観が入っているようなものに対して、ちょっと口は悪いのですけれども、私どもが一々反応して、しかもそれを公開していく、あるいは公表していく。場合によっては、直ちに答えが得られないような実施主体の方々の対応にしても、答えが出ないようなものに対しても、こういう対応をとっておられる、それに対してJBICがこう評価しているとい

うこと自体を公表することが、逆のネガティブなメッセージを与えてしまうかもしれない。だとすれば、私どもは本来あるべき、こういう意見をいただいたときに、決して無視はいたしませんし、それにつきましては、これまでやっている対応は、実施主体者の方々にこういう意見が来ておられますという働きかけを行う。よりよい環境社会配慮を目指して、この意見についても耳を傾け、しかるべき対応をとってくださいと実施主体の方々にいう。それでも仮に改善がみられないという場合には、私どもは、最後、伝家の宝刀、融資とか保険をつけないという対応があるわけです。それ以上に、その途中の段階のものとかで反応して、わざわざ私どものほうで公開するということまで果たして要るのであるのかと。必要なケースがあるということは重々承知していますが、それこそ、かねてから申し上げているとおり、ガイドラインの規定に何らかの格好で正面から切って規定してというのを、システム的なものとして入れる必要はないのではないだろうかと考えている次第でございます。

そういう意味では、一言で申し上げますと、論点というか、焦点に当たるものが私どもとしてちょっとわかりにくい。私ども、適切な対応はとっていると申し上げますし、これからもとっていきますということでもあります。さらには、この論点に対しての私どもの現時点でのポジションは、直ちに改訂ということではないのではないだろうかというものでございます。ご意見をいただければと存じます。

【司会】

どうぞ。

【 FoE Japan 波多江さん】

藤平さん、どうもありがとうございました。私たちの NGO 提言書ですとか論点表のコメントなどで、私たちも趣旨説明は大体もう済んでいるのかなとは思うのですが、藤平さんのコメントをいただいて、それも踏まえて少し補足させていただきたいと思います。

私たちがこの一番の論点かなと思うのは、ひとえに JBIC さん、あるいは NEXI さんからの現地 NGO、地域住民の方へのアカウントビリティーの問題であるととらえています。例えば、現行ガイドラインではステークホルダーの情報提供を歓迎するとか、情報提供を求めることもあるということで書かれているわけですが、実際にカテゴリー分類後にウェブサイト上で案件名が公開された際に、それをみつけた現地 NGO ですとか地域住民のグループ

などがJBICさんなどに懸念を伝えるレターを送ることがこれまでもあったわけです。そのレターの名称が、例えば要請書という名称がついていたり、意見書という、意見という言葉が書いてあるかもしれないのですけれども、恐らく内容としては、地元での問題があると。それを踏まえて、例えばJBICさんのガイドラインのここに違反しているのではないですかというようなことも書いてあると思うのです。

これまでそういったレターが出された際に、JBICさんから返答がなかった案件ですとか、返答があったとしても、受け取りました、ありがとうございますという2、3行の返事しか来ない案件もあったわけです。そうした場合に、JBICさんが融資を決定した際、あるいは決定した後にJBICさんに寄せられた懸念について、要するに、ガイドラインのここに違反しているのではないですかというような問いについて、JBICさんがどのような評価をして判断されたのかということがわからなかった案件があるわけです。そうした案件については、私たちとしてはアカウンタビリティが果たされたとはいいいがたい状況があったのではないかと思っています。一方、これはJBICさんの案件だったわけですけれども、問題を指摘された現地のNGOの方にJBICさんが評価を説明した文書をやはりレターで返された案件があったわけです。その際には、現地NGOの方も、JBICさんとの認識を埋めることができました、JBICさんの考えもわかり非常によかったですというコメントも、こちら側としては聞いているのです。

そのような経緯がありまして、私たちとしては、NGO提言にありますような文言を盛り込むことで、こうしたしっかりとした対応をふやしていただいて、JBIC/NEXIさんのアカウンタビリティを十分に果たしていただきたい。アカウンタビリティというのは、要するに、日本の国民だけではなくて、その現地の住民の方、現地のNGOの方々へのアカウンタビリティを果たしていただきたいということです。

私たちは、具体的には、例えばガイドラインを改訂するとして、この提言にある文言を、JBICの場合には第1部の5の(1)に情報提供を歓迎するという文言がありますけれども、そうした文言の後ろに記載していただく。NEXIさんであれば、NEXIさんのガイドラインの3の(3)、あるいは6の部位に情報提供に関する部分がありますので、そうしたところに盛り込んでいただければいいのかなと考えています。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご意見ありがとうございます。波多江さんの考えていることはよく理解しておりますし、改めて理解いたしました。

恐らくこの点につきまして、レターのやりとりのところ、これは先ほど私が申し上げましたとおり、私どもの普通の考え方としては、レターをいただいたものに対して何も返答しないということは多分ない。ただ、最もあり得る返事の内容としては、いただきましたと。それはすなわち、その後どういうことをやるかということ、先ほど申し上げましたとおり、このような内容のお話をいただいていますと。プロジェクト実施主体の方々、あるいは借入人の方々、これはご存じでしょうかと。これについての事実関係も含めて確認をいただくとともに、もし環境社会配慮が十分でない場合はしかるべき対応をしてくださいというアクションをとっているわけでございます。例外的に、こうこうこういう対応をとっていますということをやったのも確かにあるでしょう。いわば出す場合と出さない場合は別に恣意的にやっているわけではなくて、もちろんケース・バイ・ケースのこともあるのだらうと思います。つまり、論点、あるいはイシューがある程度はつきりしていて、とるべき対策ももうクリアになっていて、これであれば問題ないだらうなと思っているケースにおいて答えているのではないかと想像いたします。

他方、いきなりばコーんと ばコーんというのは日本語としてよくないかもしれませんが、いきなり私どもにお話をいただいて、正直私どもも検証のしようがないといった場合に、まずとるべきアクションは、当然のことながら、一義的には環境社会配慮をなさるべき実施主体の方々ですと。なので、余りいいかげんな反応はできませんよねということがあります。それから、先ほど申し上げた、まずこの問題は、ましてや現地の方々から来ている話であれば、現地サイドでちゃんとセトルするということをやるべきであり、私どもは一義的にそれを見守るべきであるということだと思います。そういう考え方から、ありがとうございますというレターの内容にしかっていないということなのではないかと思えます。つまり、いいかげんに扱うつもりはないのですけれども、個別のケース、個別の事案によって対応は異なるものなのだと思います。それがまさしくガイドラインたるものなのだらうとも思っているわけです。

そういう基本的な考え方がある中で、ご指摘の点をそのままガイドラインのテキストに反映させてしまいますと、どんな意見、懸念であっても、あるいはどの程度のものであっ

ても、私どもはご指摘のようなことをすべてやらなければいけない。これは本当にすべてのケースにおいてやる必要があればそうですけれども、それをやることによって、むしろ逆効果になる場合だってあるわけです。現地でちゃんと話をしてセトルするというほうがあるべき姿であり、もしかしたらその方向で動いていたのにもかかわらず、私どもが変なことをいってしまったがゆえに、その話がねじ曲がってしまうとか、そういうことはあるわけです。それが積極的にご指摘のような内容を規定しないということの最大の理由。

もう1つの理由は、さっきの話と似て非なるものかもしれませんが、私どもはやはり環境社会配慮の確認主体であるということ。特に現地住民との関係においても、私どもは後ろに控えているポジションにあるのだということ。現地の方々も、私どもに直接レターを出されるということは、よほどの何かがあったのだらうとは推測いたします。ですから、私どもはこれを重く受けとめるわけですが、それに対してご指摘のようなリアクションをするということだけがよい解決法だとは正直思っておりません。ただ、別のやり方を含め、私どもは適切な対応をやってきているつもりですし、これからもやってまいりたいと思っていますし、不十分であれば、個別案件ベースでも皆様方からのご意見をいただきます。そういう意味では、本件については、運用の問題も含めて、襟を正してやってまいりたいと本当に思っているところでございます。

それから、アカウントビリティーの話は、揚げ足をとるつもりではございません。そういう理解ではないということをご理解いただきたいのですけれども、もう波多江さんもおわかりのとおり、私どもが一義的にアカウントビリティーを負わなければいけないのは日本国民であります。現地の方々へのアカウントビリティーをもたなければいけないのは、一義的にはプロジェクトの実施主体者であります。だからといって、私どもは何もやらないと申し上げているわけではないのもおわかりいただきたいと思っていますところです。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

ご説明いただき、ありがとうございます。先ほどから藤平さんから出ている懸念点について、私なりに意見を申し上げさせていただきたいと思います。

1つは、必ずこういう対応をしなくてはいけないのかということ藤平さんはおっしゃっていて、私たちとしては、だからこそ、など適切な対応をとるといふ文言をここで提案させていただいているというのは、まさにそのようなご懸念を恐らくおもちになるだろうなど。必ずレターには回答しなさいといふ文言を盛り込んでくださいといふのであれば、そのご指摘はあるのだろうと思いますが、JBICが行う、あるいはNEXIが行う審査のプロセスの中でどこまで回答できるか、あるいはできないかといふことは違ってくると思いますので、それはそういう形でそういうことを折り込んで、私たちとしては提案させていただいているというつもりではあります。

今ガイドラインの文言をみると、外部から寄せられた情報提供について歓迎するとは書いてあるのですが、歓迎した先、JBICはそれに反応するのかどうかといふのは実は書いていないのです。あくまで環境レビューの中で情報そのものが活かされるといふことはわかるのですが、現地のNGOなり現地の住民でJBICに何かいったのに、どうなったのだろう、何にも聞いていないよ、融資決まってるじゃんといふことが、少なくとも現行のガイドラインの文言では許される仕組みになっています。私はそれは違うのではないかと。少なくとも、情報提供を歓迎する、あるいは意見を求めることがあると書いてあるわけですし、JBIC、あるいはNEXIとして、どのような対応をしたのかといふことについては、きちんと情報を提供し、意見を表明した人に対してフィードバックがあつてしかるべきであろうと思います。

今ここに異議申し立て手続の手続要綱といふのがありますが、異議申し立てを現地の住民の方がするときには、申し立て内容として幾つかのことを書かなくてはならないといふことが決まっています。ここにあるのは、幾つかあるのですが、その1つとして決まっているのは、プロジェクト実施主体との協議の事実といふのがあります。これは当然のことと、先ほどから藤平さんがおっしゃっているとおり、一義的には、現地住民、あるいは現地NGOからの意見、懸念に対して対応すべきは事業の実施主体である。それは私は全くそのとおりだと思います。

一方で、その次の項目として、異議申し立て人は本行 本行といふのはJBICだから、JBICの担当部署との協議の事実を申し立て書にはきちんと記さなければならないといふことがここに書かれています。これはまさに、必ずしも事業の実施主体と議論する中だけでは解決されない問題がある、そういうときに、JBICとしてその事実を、意義を申し立てようとしている人、あるいは現地で懸念をもっている人との間できちんと協議していただく

ということがこのルールの前提になっているわけです。なので、一義的に事業の実施主体が現地で解決するべきであるということはもちろんなのですが、実はその次の段階として、JBICとの間、あるいはNEXIとの間での議論はまさに異議申し立ての手続の中でも想定されていることでもあります。現地の人たちからすれば、確かにいろいろな場合があります。JBICのプロジェクトと聞いて突然JBICにレターを出す人は多分いるのでしょうけれども、私たちが知っている多くの場合は、現地では結構いろいろな交渉をし、いろいろな活動をし、現地の実施主体なり現地政府が動いてくれないという、まさにどうすればいいのだというフラストレーションの中で、今からお金をつけようとしている人たちに私たちの意見を聞いてもらえないだろうかということで、次の段階として、JBICの方なりNEXIの方にコンタクトしてくるというのが通常であると思うので、そういう段階で一体何をすべきなのだろうかということに関する提案であるということをお願いさせていただきたいと思います。

それから、冒頭、藤平さんが公表の件についておっしゃっていて、私たちはこれを公表しろとここではいいません。この件について、外部のステークホルダーから寄せられた意見と、これに対する事業者の対応と、JBICの評価を公表しろといているのは、融資決定後においてこういう情報を公開してくださいということを私たちは申し上げましたが、環境レビューの段階でこれを出せという主張はしておりません。環境レビューが終了し、意思決定の後であれば、これは十分回答可能なことですし、そのことによって、先ほど藤平さんがおっしゃったようなネガティブなアクションがあるということは恐らくないのではないかと思います。もちろんこれは以前に1回議論した話で、寄せられた意見すべてについて環境チェックレポートの中で触れなければならないのかとおっしゃられると、そこにはもちろん濃淡なり、重要な点、そうでない点があるだろうということはおっしゃるとおりだと思います。しかし、環境レビューの最中にすべて回答、公開しろということは私たちは申し上げておりませんので、その点だけ注記させていただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃっていることはクリアなので、よくわか

ります。一方で、恐らくおっしゃっているところの目線が私どもとちょっと違うのかなというところだと思います。したがって、私どもはおっしゃっているような個別具体的なケースにおいて適切な対応をとる。それはレターへの返答、あるいは異議申し立てについても、第2段階としてのJBICがやるべき協議は当然やるべきだと思っているのですけれども、今このガイドラインの中の、ましてやご指摘のパートのところに入れるということの意味は、情報提供を歓迎しますと書いていて、来た情報について、いってみれば意見とか懸念に関して、対応とか評価について回答するなどなのですが、回答するということができないので、やはりそれがかなり強い意味をもつということになります。そういう意味では、結局ここはケースによって適切な対応をとるということではなくて、ご意見は歓迎しますと書いてあるところ、その後の話としては、レターか何かでお話をいただく。その場合に、私どもとして適切な対応は、先ほど申し上げたように、事案によって、第1段階のものであれば、それこそ、まずプロジェクト実施主体の方々とのあれをちゃんと詰めておられますかと。むしろ、プロジェクト実施主体の側にちゃんと詰めていますかとお返しするのが本筋であるということであり、私どもが勝手に物事を申し上げるというのは、基本的には現地サイドでセトルするということの場合によってはゆがめることがある。もちろんそうでないケースもあるでしょう。したがって、などとなっているのですけれども、積極的にこの規定を入れてしまうということが、私どものプラクティスを縛るとかという問題よりも、ネガティブに響いてしまうのではないかとということです。すべてこうやらなければいけないのではないかとという響きをもってしまうのではないかとということです。

一方で、適切な対応と。適切かどうかの主観は入ってしまうのであれなのですけれども、NEXIさんも含めて、私どもが今までいただいたものに対する対応を全くとっていないなどということがありますかと。程度の問題はあると思います。それから、私だけではなく、NEXIさんもそうです。先ほど申しましたように、現地の方々から何か来るというのは、興味本位の方もいらっしゃるかもしれない。でも、ほとんどのケースは本当に深刻で、何とかしてほしいと思っておられる方であろうと。そういうものに対して私どもは真摯に受けとめる。でも、第一歩として、いきなり私どもが出張っていくのですか。これは違うでしょうということでもあります。

公表のところは私が勘違いしていました。公表までということであれば、それはそれで私どももあれですが、公表する、しないにかかわらず、私どもが現地 NGOの方々に、事情も知らないのにとか、もっと深くもわかり得ないのに、しかも一義的な当事者ではない

のに、軽々なことをお返ししてしまって、両者の間で物事がうまくいく、あるいはうまくいくべきであるという筋に変な横やりを入れるべきではないのではないのか。少なくともそういうケースはあるのではないですかということがあって、そういった懸念から、先ほど申し上げた、ご指摘の規定を積極的にやるということについては正直ちょっと疑問だなと思っているということでございます。プラクティスとしてしかるべき対応をやらないということでは決してない。不十分であれば、さらにご指摘いただいてやっていきたいという意味で、このご指摘は本当にありがとうございますと申し上げたいと思っています。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

藤平さん、ありがとうございました。藤平さんがおっしゃっていることって私も非常によくわかります。確かに個別案件のケース・バイ・ケースの話もあると思うのですけれども、一方で、程度の問題、あと実施の問題というところなのかなともやはり思います。ただ、程度の問題があって、本当にありがとうございました、今後考慮しますという程度しか回答できないのか。それとも、もうちょっと踏み込んだ形で、何か対応をしていますということ JBIC が伝えられるのかということによって、実際に相手が受け取る反応ってすごく違うのです。それだけの回答をもらった本人たちは、感情的に、こんなに問題を抱えていて、いわば JBIC/NEXI さんに助けを求めるような思いでレターを出したりしているのに、この回答かとやはり思わざるを得ないというのも現実あるわけです。ですから、藤平さんのおっしゃっていることもよくわかる一方で、ここに規定することがたえ難しかったとしても、例えば、問題があった場合には JBIC が直接話すこともありますだとか、より具体的に回答をお送りすることもありますだとか、具体的な対応に反映するというようなことはぜひ検討していただきたいと思うのです。なので、この文言を変えるかどうかというよりも、JBIC さんが実施をどうやっていくかということなのかなともやはり思うのです。

【司会】

ありがとうございました。では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

まさしくおっしゃるとおりでありまして、私どものガイドラインを運用していくに当たって、どうしていかなければいけないのか。しゃくし定規の対応になっていないかということは改めてチェックして、必要であれば改善していきたいと思っております。

そういう意味で、この議論の部分はよろしいですか。私どもとしては、改訂ということと場合によっては切り離して、運用の問題としてというのは冒頭申し上げたところでございますけれども、今回の作業をやっている過程で、改めてガイドラインとは何なるものなのか、どんなものなのか、マルバツのものなのかどうかということを考えております。これを踏まえて、もっと本質をつきながら個々のケースにおいて対応すべきだろうということ認識しております、その意識を行内にも広げていこうと思っている次第であります。しかるべき対応をさせていただきます。よろしいですか。

【司会】

神崎さん、どうぞ。

【FoE Japan 神崎さん】

私のさっきの発言は、では、これは入れなくてもいいですと取り上げられたかと思うのですが、私としては、後世に伝えるためにも、文言として、やはりできる限り書けることは書いていきたいという思いがありますので、このタイミングではないかもしれませんが。もしかしたらドラフトが出てきた段階かもしれません。また、このようにしたら盛り込めるのかというような考えも出てくるかもしれませんので、その辺は、これを全く入れなくていいと発言したということではありませんので、念のために。

【司会】

福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

2点ほど申し上げさせていただきます。

1点は、どういう言い方をするのがいいかなと思うのですが、JBIC/NEXIの用語であれば、環境レビューの熟度みたいなものがあると思うのです。融資の要請、付保の要請を受

け付けて、最初の段階で寄せられた情報提供なり意見なりに対して回答できる内容と、もっと審査が進んできて、そろそろこれで大丈夫かなということで、意思決定に向けて、かなり近いところになっているときに返せる回答は恐らく違ってくるのだらうなと今の議論を聞いていて思いました。

例えば地域の住民の人にしてみれば、早い段階で情報提供したほうがいいだろうと思って早い段階です。そうすると、ご意見ありがとうございました、事業者と相談しながら適切な対応をとりたいと思いますという2、3パラグラフの回答が返ってきてしまう。次に、ふと気がついたらJBICは意思決定をしている、融資が決まってしまった。実は、環境レビューのプロセスは外部からみていると物すごいブラックボックスなのです。その中でどういうステップがあって、そろそろ意思決定をしそうだということは外からは実はわからないのです。そういったものも、具体的に、外部の人から懸念、意見が表明された際に、どのようにコミュニケーションしていくのか。例えば、一たん返事をした上で、ある程度審査が進んだところでもう一回話し合いの機会を設けるとか、そういう返事をするとか、そういったことを考えていかないと、具体的に JBIC/NEXIの中で検討されているというものが外部に対してどう伝わっているのかなというところは疑問として残ってしまうのかなという気がします。それが1点です。

もう1点ですが、ガイドラインを書くか、書かないかという話がありまして、それは運用の問題ですよと。それは運用の問題だといわれてしまうと、それはそれで、しかし、現行ガイドラインでもそのように運用ができたのに、できていないと思っているから私たちはこのように申し上げさせていただいているという事実もありますので、運用の問題だと片づけられるのは、私も正直それでいいのかなという思いはあります。

特に、1つ私がここで申し上げさせていただきたいことがあるのですけれども、運用を改善していきますという議論を通じて、私たちと今ここに出席なさっている JBIC/NEXIの皆さんは、いろいろなものを議論の中で共有し、問題意識を共有し、皆さん、多分この後の業務の中でそういったものを必ず反映されていくと思うのです。しかし、皆さん、人事異動があって、また次の人が来る、その次の人が来るという中で、この議論の熱気だったり、問題意識の共有と納得は失われていくわけです。組織としてきちんと引き継いでいきますといわれても、それはやはり限界があって、例えば現行のガイドラインについてもそうで、JBICのガイドラインの議論にかかわっていた人が次の人にかわり、その次の人にかわる中で、こういう話ではなかったのと思うことは多々あるのです。それはガイドライ

ンの本文に盛り込むことなのか、あるいは運用指針的なものに例えばJBICとしてはこういう対応をとりますということを書いていくことが可能なのか、そういったことは検討の余地はあると思うのですが、何か文章にきちんと打って、その後、JBIC、あるいはNEXIのガイドラインを使っていく人がそれを読む機会があるというのは非常に重要なことなのではないかと私は思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

ご指摘ありがとうございます。私どもは、これは運用の問題だと足切りしてしまうとか、そういう簡単なつもりで申し上げているのではないので、ガイドラインの改訂云々という真剣な問題としてとらえている上での発言でございます。いずれにしても、私どもの今後の検討の1つの参考となる意見交換をさせていただいたと思っております。私どものポジションは冒頭申し上げたとおりでございます。

次に、論点の14に行かせていただきたいと思っております。これは環境社会配慮審査会の設置という論点でございます。これもポイントに当たるところをはしょって読み上げますと、常設の第三者機関を設置して、いわばそれが審査会ということになるのでしょうか、ここから融資の前に助言を得る。さらに融資承諾後の案件に関する助言も得るということ。常設の第三者機関、つまりこれが審査会ということなのでしょうけれども、ここから融資決定前、後において助言を得るというメカニズムを入れてくださいという内容かと存じます。

これは結局、これまでも繰り返し申し上げているところになるわけですが、JBIC/NEXIという私どものようなバイの公的な与信を行う機関、裏を返せば、物によってはというか、かなりのケースがそうなのですけれども、プロジェクトの初期段階から私どもが携わるということが決して多くない、そういう事案に対して私どもが与信をつけることを求められる機関であるということ。つまり、裏を返すと開発金融機関ではないということ。

それから、先ほどの話ともリンクしますけれども、私どもの後ろなのか、前なのか、あれですが、他の国の企業さんと競合していることが十分あり得る、むしろそのケースのほ

うが多い日本企業さんのビジネスをサポートするということを求められる機関であるということ。したがって、当然のことながら、いたずらに時間を費やすということは、NEXIさんはどうか分かりませんが、正直、JBICは機動性に欠けるといってご批判をよく受けます。そういう中で競争環境はより厳しくなるわけでありまして、機動的な意思決定が必要だということの中で、私どものようなパイの公的な与信機関という性格からして、果たしてこれが本当に必要不可欠なものなのであろうかというところが論点なのだろうと思っています。

これまで論点整理表の中でいただいているご意見は、1つのご意見として意味がある、意義がある、意義が高い、それはあると思いますが、今私どもの置かれている環境、私どもの性格との関係において、果たしてどこまで説得力をもったご意見なのかということろだと思っています。私どもの現時点でのあれは、今申し上げたようなところを超えるほどのものはいただけていないかなと思っています。

最初の私の発言はここでやめておきます。

【司会】

ありがとうございました。満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ありがとうございました。今回コメントを出すのが遅くなってしまって大変申しわけありませんでした。

私どもの提案が、JICAの環境社会配慮審査会を念頭に置いて提案させていただいたということは事実でございます。そういった意味で、藤平さんが上流からかかわれる機関との違いを強調されたのは確かにそのとおりだと考えております。ただ一方で、上流からかかわれるからとか、下流でしかかかわれないからということは、プロジェクトの各段階でしかるべき環境社会配慮を確認していく、あるいは融資、付保を環境レビューに基づいて決めていくといった点は下流であろうとも発生することなのかなと思っています。むしろ、下流でかかわるといって非常に難しいお立場のJBIC/NEXIさんであるからこそ、こうした外部機関、第三者機関の助言を必要とする局面もあろうかなと思うことがあるのです。そういうわけで、NGO提言は意思決定前の環境レビューに当たっての助言とともに、その後の環境社会配慮での助言を念頭に置いて提案しています。

もう1つは、今後JBIC/NEXIさんの関与していくであろう案件が、非常に難しい案件が

ますます多くなっていくことも事実だろうなと思っております、きょう議論になるであろう原子力案件、あるいはアフリカなどで展開されるであろう資源開発案件、環境社会面のリスクが非常に高いと私どもは考えているのです。そういった新しい時代とってしまっているのかどうか分からないのですが、そういった局面の現在のJBICさん、NEXIさん、もちろんコンサルタントを考慮して、現段階、非常にしっかりとした環境レビューをされているとは思いますが、より外部の専門的な知見、助言が必要となっているのかなと考えています。

それから、この提案の背景といたしますか、私どもの問題意識は、やはり先ほど福田さんがいったように、JBICさん、NEXIさんが行っている環境レビューが非常にみえづらい。ある環境社会リスクが高そうで、現地からもいろいろ意見が出ているような案件に対して、意思決定された後の環境チェックレポートなどを拝見しても、どういう判断基準でこの案件を採択されたのかということがみえづらい構造になっているわけです。そういった問題意識もありまして、こういった外部組織のようなものを設置することの効果は高いのではなからうかということがあるわけです。

ただ、この最後の点につきましては、情報公開のところでも議論させていただきます。でありますので、そこら辺は、情報公開の対応によって、私たちが審査会を提言させていただいた問題意識は若干関係してくるのかなとは思っているところです。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、お願いします。

【国際協力銀行 藤平】

貴重なご意見ありがとうございます。満田さんのご意見も、すべてにお答えできるかどうかはわかりませんが、幾つかポイントを絞って明快なご指摘をいただきまして、ありがとうございます。

私どもがこの審査会という概念にネガティブな印象をもっているところの理由の1つとして、私どもは開発金融機関ではないということを申し上げました。ただ、これだけではないのもまた事実であります。それは先ほど申しました、私どもは一方で日本企業さんの競争をサポートする立場にある。つまり一刻の猶予も許されないというような、時に厳し

いタイミングでの意思決定を求められることがある。だからいいかげんにやるということでは決してないわけです。そういうネーチャーのビジネスをサポートするのですといったときに、この環境ガイドラインに、文言のトーンはどうであれ、常設の第三者機関、しかもそれは助言ですと。意思決定前も助言をするのですと。このフレーズが入ることのネガティブインパクトたるや。当然のことながら、ほかの ECAとかではこんなのは入っていません。こんなものってはいけません。ごめんなさい、ちょっと口が滑りました。ここまできついものは入っていないです。ただ、他の ECAがやっていないからとか、そういうしゃくし定規な物の言い方をするつもりはないです。もっと実態なのです。この環境ガイドラインが入っている、こういう JBIC/NEXIの文言が入っているところを携えて、ビジネスを開拓せんとする日本企業さんのつらさ。ひいては、こんなガイドラインをもっているんだったら JBIC/NEXIは使わねえよといわれる。必要なければそれは仕方がないと思っておりますが、私どもはそうではないと思っている。であれば、わざわざ競争条件を悪化させるようなことをやりますかという話です。これももう1つの大きなポイントなのです。

それから、難しい案件、確かにやっていかなければいけないと思っています。一方で、私どもの今のガイドラインをごらんいただければと思いますけれども、必要があれば外部専門家の意見をお聞きするというのをやると書いてございます。逆にいうと、アドホックにというか、システムチックな格好でやるというのは違うでしょうということを申し上げているわけです。

最後のところ、情報公開の話。それは情報公開の話だと思います。一方で、これも満田さんをご理解いただけるとは思います。私どもの意思決定がみえづらいと。すべてを公開すればいいのかという問題ももちろんあるかもしれませんが、もちろんわかりにくいというものに対して、私どもはできる限りアカウンタビリティを確保しなければいけないと思っています。それは1つは情報公開であるかもしれない。それから、この審査会があるかもしれませんが、みえづらいということの解が直ちに、一足飛びにこの審査会ということでもないだろうとも思っています。1つの考え方としてはあるかもしれません。

というのが私の意見でございます。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

NGOさんからのお話、JBICさんからのお答え等々を伺いまして、私どもとしまして、環境ガイドラインそのものが実は今、結構厳しい議論がされているなど感じておりまして、かつ、JBICさん、NEXIさんの銀行さんもしくは保険の機関さんのお立場からして、例えばJICAさんですとかそういうところだと、相手国の社会環境配慮に対して支援を行うというふうなお立場で強い意見をいえる。そういうお立場の中で、相手国に物申すことに対してやはり第三者的なチェックも必要ではないかということであれば、それなりに理解はできるのですけれども、銀行さんとしての融資もしくは付保業務の段階で第三者からさらに意見を聞くということになりますと、事務手続上、私ども業者関係の者からしますと、さらに手間が1つかかってしまうこと。

さらに、手続面からみましても、私どもからしますと、JBICさん、NEXIさんは非常に中立な審査をされていると感じております。そういう審査の過程で、さらに別の意見が上からかぶってくるということが果たしてプラスの効果だけかということ、どうも余りそうは思えない。ガイドラインの内容で、そのほかのいろいろなチェックのポイントがございますので、その段階で確認できるのではないかと思います。例えば、ある意味、環境面を重視する方の意見であれば、もっと厳しくみなさいというような影響がJBICさん、NEXIさんの審査の過程にかぶってくるかもしれませんし、もしかしたら開発推進の立場の方がいた場合には、そんなものいいじゃないか、どんどん進めろというような形で、逆のプレッシャーがJBICさん、NEXIさんにかかっていくおそれもあると思います。そういう観点から、第三者委員会を置いてまでやる重要性といたしますか、必要性は余り感じられないなと思っております。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【FoE Japan 波多江さん】

先ほどご説明にあったとおり、ガイドラインに必要なに応じて外部専門家等の意見を求めるということが書いてあるわけなのですけれども、私たちも、例えば審査のときに独立の環境コンサルの方ですとかを入れながら審査されているというのは存じ上げております。

そういうことはぜひ続けていただきたいとは思いますが、審査で独立コンサルの方の専門的知見を入れたとしても、やはり私たちからみると、その部分がクローズでみえにくい。何のどういう環境面に配慮されて、どういう問題があるのかとか、わかりにくいのです。そういうところの審査の透明性、アカウンタビリティをどう確保されていくのかなというところが、私たちにとっては問題意識が非常に強いというところではあります。審査会の設置というところは一飛びに行くかどうかというご意見があったわけですが、情報公開とか、そういうものと合わせて、どのようにアカウンタビリティを、審査の段階での透明性を高めていただくのか。そういった点も考えていただければとは考えております。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

波多江さん、ありがとうございます。長田さんもありがとうございます。

長田さんのご意見は、むしろ私どもの懸念していることを返答していただいたようなことだと思っています。

それから、波多江さんのご意見はおっしゃるとおりだと思っています。アカウンタビリティの確保は私どもが本当にやらなければいけないこと。一方で、私どもがパイの公的な与信機関であるということ、競争という環境を後ろに控えているものであるということのバランスをとっていかなければいけない。したがって、そのバランスの確保は、この審査会という概念だけで確保できるわけでもないでしょうし、私どもは別の枠組みでも、これは永遠の課題の1つとしてやっていかなければいけないことだろうと思っています。そういう意味では貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

焦っているわけではありませんが、14番について、申しわけないですが、説得的なご意見が今の段階でほかにないということであれば、次の項目に行かせていただければと思っております。よろしゅうございますでしょうか。決していいかげんなご意見をおっしゃっているといっているのではないのはご理解いただきたいところです。それは本当に、うそ偽りなく、真摯にご意見をおっしゃっていただけているのだろうと思っていますので、私はそこはわからないわけでは全然ありませんので、その上で、私どもの機関の置かれてい

る環境とか性格、そういったものからの判断をしなければいけないということを申し上げているわけです。

よろしければ、次は、論点の15、16、17が飛んでおりますので、18になります。

こちらの論点は、論点整理表でいきますと21ページになるわけでございますけれども、ここもタイトルにありますとおり、地域住民等との協議が大きなポイントになっております。さらに、協議に当たって、開催時期とか場所とか参加者、そういう詳細な部分につきまして、私どもが実施状況を審査して、それを確認するということ。さらには、そこにおいては言論の自由等々の権利が保障されているということを確認するのだということ。それから、もし障害があるようなことがあれば、その除去をするべきであるということ。それらの事々。これは提言としては……ちょっとど忘れしてしまいましたけれども、第2部のところの提言だったのでしょうか。第2部っぽくみえる提言なのですが、そういう意味では、実はこれもおっしゃっていることはそのとおりなのだと思っているところは当然あります。私ども、実務においても、これはいわば確認の項目としてちゃんとやっているところだなと思っております。適切にやっていますとってしまうと、やってないじゃんご批判を浴びてしまうので、なかなか難しいところなのです。一方で、ガイドラインにおいて住民との協議が入っていないのかというと、入っているところはありますし、第2部でも入っていますし、EIAのところにもそれが入っているということでございます。あと、実務においても、私ども、かねてから申し上げているとおり、一義的には現地基準にコンプライしているかどうかをみつつ、国際機関基準も参照しながら、まさしくご指摘されている点もちゃんと確認しながらやっていっております。そういう環境の中、あえてこの内容を何らかの格好でどこかに改訂するということが必要なかどうか。

いろいろごちゃごちゃ申し上げましたけれども、私どもの認識としては、実務ではやっているということよりは、環境ガイドラインの書かれている文言及びそれへの私どもの実務、先ほど申しました現地基準、国際機関基準等々との関係でやっている、あるいはやることになっているというものに対して、さらに詳細なものを含む、ここまでの規定をする必要があるのであろうかと。まさしくそういう問題です。したがって、必要性のところが大きポイントかなと思っております。もっと細かく規定するべしというようなことであるのだとしたときには、何でそこまで細かくやられる必要があるのでしょうか。先ほど申しましたように、私ども、現地基準、国際基準も踏まえてやっている。かつ、私どものガイドラインにも協議という言葉はそこここにもありますし、権利保護ということもち

やんとうたっているという中で、どういう改訂の必要性ということなのか。実はここもおっしゃっているところの本質がちょっとみえにくいところでした。その点においても、改訂の必要性に疑問なしとしないということでございます。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

まず、この論点の NGO 提言書の書き方なのですが、NGO 提言書の 8 で、地域住民等との協議という位置づけで、この論点表の左側に書いてある文言を第 2 部に対する提言と書かせていただいたのですが、これは JBIC の審査に際して確認すべき第 1 部に対して提言するという趣旨で書いていましたので、まず訂正させていただきたいと思います。

それから、我々の提言した趣旨ですが、我々がこれまでみてきた中で、協議をしていたとしても、十分に住民が発言する機会がなかったのではないかと、そもそも協議に影響を受けるべき人たちが呼ばれていない等々、協議の質の部分をも十分にみているかどうかというところに疑問がある案件が幾つかあったというところでも出ささせていただいております。我々がみている以外での案件でどうかというところでは、実施状況調査においては、協議の有無、協議をやったかどうかということに関しては評価されていたのですが、その中身が果たして適切だったかどうかというところは明らかではなかったもので、それは追加で補足が出た段階で、また我々としても確認させていただきたいと思っております。

現行ガイドラインの書き方、該当する箇所としては、3 の環境社会配慮確認にかかる基本的考え方の (3)、ページ 5 の真ん中あたりになるのですが、カテゴリー A 案件に関して、当該プロジェクトにかかわるステークホルダーの関与や情報公開等の状況等についても確認を行うようになっておまして、関与について確認するという書き方になっております。これだと協議の有無ともとらえることができますし、協議の質の部分も十分にやっているかどうかともとられますし、協議の質までみているかどうかというところも確実にこの中で担保できる書き方にはなっていないのかなと思っております。

これも、先ほどのステークホルダーからの意見への対応の議論と非常に近い部分というか、果たしてここまで書くのかという疑問が JBIC さんのほうであるのかなとは思っているのですが、先ほどと同じように、JBIC さんの中で、担当者レベルではそのように考えてい

たとしても、きちっと引き継がれるかどうかというところは、やはりテキストに落として引き継いでいくべきなのではないか。現に、第1段階での実施状況調査の中で、協議の有無は確認されていたわけですが、協議の質に関しては、第1段階での実施状況調査の中では出ていなかったというところは、1つの事実として、協議の質の部分をきちっと引き継いでいただきたいという思いがあります。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

田辺さん、貴重なご意見ありがとうございます。実施状況確認の話は多分次回ご説明するということになると思っています。いただいた各項目についての私どもなりのベストを尽くしたレポートを用意したいと思っております。事前に配付は難しいかもしれないので、もともと来週ですから、ここでおみせできていないということはそういうことだということで、当日になってしまうのはご容赦いただきたいのです。そこからのさらに私どもなりの考えとか所感、そういったたぐいのももできたらご用意したいと思っています。私どもも、ある意味この調査をやる機会を与えていただいたというのか、実施状況確認をあの1回目のレポートから、あのやり方、あの内容に対して、正直申し上げて、反省するところがあったなと思っております、貴重な機会を与えていただいたと思っています。回答の中身ももちろんさることながら、この作業をやってきたところから得た、私どもなりの本来あるべき環境社会配慮とは何かということについての思いを新たにしつつあるところでもあります。

いずれにしても、実施状況確認については次回ということになりますし、逆にいうと、この論点は実施状況確認の話とリンクしてしまうのかもしれませんが、それはもちろんそれとして、一方で、実施状況確認の結果次第では、やはり何かということになるのかもしれませんが、ちょっとそこは置いておいて、この話だけでいったときに、確かに第1部の私どもがやるべきところに関しては、おっしゃったようなところしか書き物としては書いていない。そういう意味では実施状況確認が一部よくなかったですということになってしまうようなものなのですけれども、私どもの実務においては、協議の回数だけチェッ

クしているわけではなくて、ましてやカテゴリー A 案件であれば、現地まで実際に行くわけです。ということになるケースがある。そのときには結構根掘り葉掘りいろいろ聞いたりとか、調査とかをしております。中身についても、もちろんすべてかどうかは別ですけども、回数だけ、あるいはやったという記録だけみて、はい、それでおしまいなどということはしていません。それを次回ちゃんとお伝えできるようにしたいと思っています。

そういう意味では、ここには書かれていないのですけれども、第 2 部に書かれてある内容、あるいはそこに踏まえられている思想を現地基準、さらには国際基準を参照しながら、私どもは結構丁寧に環境社会配慮をやっているわけです。ですから、私ども、ここに書かれてあることをやっているつもりですというのはまたちょっと語弊を呼んでしまうかもしれませんが、やっているつもりですし、実際思想としてはやっていくのです。これは運用とかというのともちょっと違うかもしれませんが、確かに運用的な側面はあると思います。運用ではやっているということですから、あとはここまで書くのかどうかということに関してということになります。

おっしゃりたいことはよく理解いたしました。その上で私どもとして判断いたしたいと思いますが、今の時点では、このガイドラインを定めているから、この文言しかないからみていないのだということでもないものですから、私どもとしては、それは必ずしも必要性がどうかと思っているということでございます。実施状況確認は楽しみにしててください。などといっちはいけないのかもしれませんが、後でぼこぼこにされてしまったりなんかして、まずいかも知れません。

【司会】

どうぞ。

【宮淵さん】

個人の資格でまいりました。細かい規定をどんどん入れていくという形で、より明確にしようという意図はわかりますけれども、だんだん実態に合わなくなってくるということがございまして、例えばイスラム社会では、こういう協議、合意の形成は、もともなったのはワールドバンクだとか IFC の基準だと思うのですけれども、これでやりますというところまで問題が出てまいります。実はワールド・バンク・グループは中東にはほとんど投資しておりません。特に産油国に対してはほんのわずかししかしていません。最近小さ

なプロジェクトをやっておりますけれども、そういった意味で、ワールドバンクの基準は、実はイスラム社会、部族社会の社会システムを考慮しないでつくられている。あるいは、少なくともそういったところで実際にプロジェクトをやって検証されていないというような段階ですので、そういったところで市民社会といいますか、我々が住んでいる社会に適用する基準をすべてのところに適用するような形で詳細を記載するというのは、みずから足を縛っていくことになるのではないかと思います。

具体的にJBICさんとかNEXIさんが資源確保ということでやりますと、中東とは切っても切れない関係になると思います。そういった意味で、イスラム社会の社会制度に対してどのように環境社会配慮の社会対策をやっていくかというのは大きな問題でありますけれども、今まで特に大きな問題もなくやってこられたというのは、多分すごいノウハウがJBICさん、NEXIさんにたまっているだろうというように思います。

そういった意味で、ガイドラインの改訂においては、実際の事業者にも負担にならないように、ぜひそのノウハウをうまく生かしたような形でガイドラインをつくっていただきたい。細かいところを規定するということは、逆にそういう問題を起こすという可能性があると思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

宮淵さん、貴重なご意見ありがとうございます。ノウハウがたまっているのかどうか。これはむしろノウハウをためるとおっしゃっているご指摘だと思って、重く受けとめている次第であります。

イスラムの件を出されました。確かに今までの私どもの通常のスタンダードな物の考え方ではそれは通用しないというところなのだろうと思っています。したがって、余り細かいところまで決めてもというご指摘で、ごもっともなところだと思っています。そういう意味では、ガイドラインは規範なのだけれども、どこまで規範するのか。いずれにしても、規範だけではすべては語り尽くせない、やり切れないところがあるので、運用も大事だし、運用に当たっての個々人のマインドも大事だし、どこのプロジェクトなのか、

相手がどういう人なのか、そういったこともみてやっていかなければいけないという意味で、まさしくそれが今回の実施状況確認をやっていく中で、私どもとして、いわば永遠の壁にぶち当たったようなところで、それを踏まえながら、環境ガイドラインの改訂文言をどうするのかということは考えていかなければいけないと思っています。

田辺さん、宮淵さん、本当に貴重なご意見ありがとうございます。

当初の最後まで行こうと思っているところからすると、やはり私のハンドリングがよろしくないのか、単純に計算するところよりはちょっと時間がオーバーしてしまっているようなところがございます。よろしければ、ここで次の項番に行きたいと思っているのですが、順番を入れかえたいと思っております。先ほど申し上げましたように、本日は多分原発がメインイシューと。そうではないかもしれませんが、私どもではそう思っております。こちらにできるだけ時間を割くという観点から、順番の入れかえをご容赦いただきたいと思っております。

とはいいいながら、いきなり23番ではなくて、これも勝手ながら、22番からやらせていただきたいと思っています。したがって、19 1、2を飛ばします。それで22に行き、その次、23からということにさせていただきたいと思っております。

【司会】

ただいまJBICから提案がございましたが、19 1、それから19 2につきまして、後回しにいたしまして、この次は22番。その次が23から26ということでございますか、原子力発電の関係をやると。その後、もとに戻るということでよろしいわけですか。そういう提案がございましたけれども、皆様、そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。ご意見がございましたらお願いできればと思います。 よろしいですか。

【国際協力銀行 藤平】

ありがとうございます。

【司会】

それでは、皆様の同意をいただいたということで、続きまして、項番22の労働状況という項目に移らせていただきたいと思います。こちらはNEXIさんからまずご説明をいただくということでございますので、よろしく申し上げます。

【日本貿易保険 稲川】

ここは、私たちから2点ほど、趣旨として話していただきたい点をあらかじめ申し上げますので、その後、ご提案者の方から簡潔な提案のご趣旨と、具体的に規定する中でお考えなどありましたら申し添えていただきたいということでございます。

1点目としまして、ご提案は非常に簡潔でございます、プロジェクトに伴う労働状況について、労働における基本原則及び権利、以下、括弧で4点、強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別の禁止が保障されていることをJBIC/NEXIは確認するというご指摘でございます。確認したいのは、これ、労働ということなのですが、具体的に労働者の権利ということかと思えます。ご提案者としては、労働者の範囲がどこまでを念頭に置かれているのかということが1点。

それから2点目なのですが、あまねく確保し得るのかと。ざっとみたときに、強制労働の禁止、児童労働の禁止というのは外形的にわかるわけです。おおむねわかると。それに対して、結社の自由の保障ですとか差別の禁止というのは、これは海外も含めてですが、実業をやられていて労働組合とかかわられた方はわかりいただけると思うのですが、思想・信条等の理由で雇用されない方、あるいは組合として認められないものというのは合法的に存在し得る。ただ、それを否定された側からすると不当であると。よく裁判所で不当判決もっているたぐいですね。そういうことで、一概にはいえない部分があるのだと。後者の場合には一概にはいえない。本人はそう思っていないけれども、周りの人はみんなそう思っていて、本人以外のいっているほうが正しいということも往々にしてある。逆もまたあるとは思いますが、そうした中でどこまで責任をとるのか、どこまでみるべきなのだ。

この2点を踏まえてご趣旨、あるいはご提案の実際のところをお話しいただければと思います。

【司会】

ありがとうございました。お願いいたします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

私から、今、稲川さんがお話しになっていたことを先に言及したほうが良いと思います

ので、それです。

まず労働者の範囲についてというご質問があったのですが、この提言を考えたときには、基本的にはその事業、プロジェクトの実施主体、そこで直接雇用されている人というのを考えたのです。いろいろな場合があり得るので、ガイドラインで書くと、一律にそれを遵守しているかどうかを確認しなければいけないということから、なかなか大変な場合もあるのではないかと、いろいろな議論が出ると思ったので、ミニマムには直接雇用されている人ということで考えればいいのかと思っていますのですが、IFCのパフォーマンススタンダードなどをみると、直接雇用されている人だけではなくて、何というのですか、日本でいえば請負みみたいな形になるのですか、そのような人も入っていると。だから、要するに、労働力を提供していて、それによって対価で金銭をいただいている人、それが形態として雇用であろうが請負であろうが入っていて、かつ、直接雇用していない人についても入り得るような形には確かになっているのですけれども、そこら辺は具体的な文言に落としていく上で、少し考えなければいけないのかなと思っています。IFCのパフォーマンススタンダードのような書きぶりをすればいいのかなどはと思いますが、それもなかなか、バイとマルチは違うのだとか、いろいろな実情があって難しいということであれば、少なくとも直接雇用している人からまず始めていただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、強制労働、児童労働はそれなりに外形的にわかるけれども、結社の自由と差別の禁止の観点はなかなか難しいのではないかと。確かに難しい場合もありますが、例えばIFCのパフォーマンススタンダードとか、バイの機関でも、イギリスのECGDという機関があります。ECGDとか、具体的にILO条約を引いて、これとこれとこれの条約に関するものということになっていて、労働の基本原則に関係する条約が全部上がっているのですけれども、そういうことについてみるということになっているので、そこはやり方を考えていけばいろいろあり得るのかなと思っています。

まず差別のことに關しては、ある程度は明確になっているのかなと思っています、人種とか、思想・信条とか、皮膚の色とか、男女の問題とか、差別に關していうと、こういうものは基本的に認められない差別だとかという発想は、ILOの中ではかなり明確になっているのではないかとと思っています。

結社の自由の問題は、確かにいろいろ難しい問題もあるのかもしれないのですが、ILOなどは、労働組合だと自分たちがいて、人の集団であれば基本的に労働組合として認める。要は団体として意見をもって活動するということなので、別にストライキとかそうい

うところまでいっているわけではないので、結社の自由ですから、そこまでいろいろな問題が出るのかなというのはやや疑問があります。各国の法制でいろいろ定めているのは、それで団体交渉する場合のルールとか、ストライキの場合のルールとか、そういうところは国によってもいろいろ違うということは確かにあるのですけれども、集まって意見するという団体をつくること自体を禁止するという例は、そんなに多くないだろうと思っています。言及していない国というのは確かにあるのですけれども、そういう場合は、一応国際基準として労働者が集まるということは認めているということだから、それは確保するというようにして、輸出加工区とかで労働組合をつくってはいけないという規則がある国があったりもするのです。そういうところを困難な例として念頭に置いているのかなと思ったりもしますが、そういう場合には、IFCのパフォーマンススタンダードにも書いてありますけれども、適切な代償措置をとれということになっているので、労働条件の協議のときとかに代償措置がとられるように何らかの工夫をすとか、不服申し立ての枠組みを企業につくらせるとか、そういうことなのかなと思っています、多分、この部分は諸外国にはかなりプラクティスのある話だろうと思っています。

ですので、だからできないということもないのではないかと私は思っているので、ガイドラインの具体的な文言の形でいうと、検討のスコープみたいなところに労働の状況とかいうのをに入れていただいて、それだけでは何をやるのかさっぱりわからないということであれば、条約を列挙する必要はないと思いますが、一応こういうことについてということで、ほかの、先住民とか、環境の問題とか、地域住民との協議とか、非自発的住民移転とかいろいろ個別に説明が書いてありますけれども、そのようなところの中に項目として労働というのを入れたらどうかと思っています。

あと、私から1点、つけ加えたかったことがありまして、労働を取り巻く状況の中で、今、チェックリストをみると、例えば建築工事中の労働者の状況とか、保健衛生の問題とかいうのが入っていたりもします。それが別に重要でないとは私はいうつもりはなくて、いろいろなことを考えて、実効性ということを考えてときに、いろいろな国で一番広く受け入れられているほうがいいかなと思ってこの4項目にしたのですが、確かに労働環境というのはかなり重要な問題で、特に、賃金とかそういうこともあるいはあるかもしれないですけれども、むしろ労働衛生みたいなものですね。悪い環境の中で病気になってしまうとか、場合によっては事故で死んでしまうとか、そのようなことを防止するというのはかなり重要で、そのことはチェックリストにも今も出ているところもセクターによってはあ

るのですが、そういうことも重要ではあるのです。なので、そういうことも規定し得るのであれば入れていただくということで、検討のスコープとして労働の状況ということで漠々と入れて、個別に絶対どれでも確保するものだけその後の説明の中に入れるとか、工夫の余地はあるかなと思っています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

鈴木先生、どうもありがとうございました。非常にかみ合った議論ということで、実は私も自分なりにここを調べていく中で、1つイメージはあって、今の鈴木さんの話を聞いている中では、非常にかみ合ったものを今回感じているということです。

まず労働者の範囲というところは、まさに私たちも念頭に置いているのは、やはり直接雇用なのだろうなど。この辺から実際条文でどうするかということに若干入っていきますので、私の話が終わったら、産業界様のほうでご意見があればいただければよろしいのかなど。この辺は皆さんの物すごく身近なところにかかわってくる話ですので、生のご意見をいただきたいところです。

話を戻します。直接雇用者だけなのだろうなど。やはりレバレッジの問題が、特に JBI C/NEXI の場合には、NEXI の場合、事業実施主体に直接つけないということもあるので、間接的なレバレッジということを見ると、間接雇用の人は難しいのだろうなど。2次請け、3次請け、どこまで実施主体が責任をもてるのか。あるいは直接雇用ではない人って、あとサービス業とかで入っている人たちがいるのです。2通りあって、1次請けで EPC で受けて、その孫請とか、ひ孫とか、そういうので入る間接雇用のケースと、あとはダイレクトに委託して、お掃除だとか、食事をつくっていますとか、派遣の人とか、日本でよくある、ああいう人たちもあるのですけれども、これはあくまで雇用者が違うのでそれはいかんともしがたいと。派遣労働者の組合を認めてくれませんかといっても、雇用者が違うから、それをそこでいわれても困ってしまうというのは、しごくわかりやすい話だと思います。ですから、私たちとしては、事業実施主体の直接雇用者であるというところははっきり書いていきたいという点です。

ちなみに、IFCのパフォーマンススタンダードの2のところの間接労働者、彼らの言葉では非従業員労働者という言い方をしていますけれども、従業員でない労働者ということです。この人たちについては、勧奨する、レコメンドみたいな形になっているかと思いません。雇い主に対して、こういう基準があるから守ってねということをしていくと。

今回、私たちが検討していく中で ちょっと最初にいえば、私は、鈴木さんのいっていた、何がしかの形で労働環境という要素をガイドラインに盛り込むことについてはポジティブである。それは必要なのではないかと。ただ、そのよりどころというのはあると。これは別に私たちはIFCがパフォーマンススタンダード2をつくったからだとも思わないし

思わないという変な言い方なのではけれども、ILOの個々の条約をみて思うに至ったわけでもない。あるいは、以前、鈴木先生からお話があった、グローバルコンパクトとかOECDの多国籍企業行動指針の中にこういった項目が列挙されているからでもない。何か単体の要因でそう思うに至ったわけではなくて、そうした個々の事業者で、JBIC/NE XIも2者のECAですけれども、こうしたものの中で、今、労働環境というところは環境社会配慮というものの比較的フリンジというか、境界線あたりであって、それは以前は多分、環境社会だとダイレクトには受けとめられていなかった部分なのだろうと。ただ、それは、今はもう環境という枠の中でも考えていくのだ、いわゆる雇用の問題だけではないのだという認識が高まっているという中で、私たちは国際的な趨勢の中でこれは受けとめていくということなのです。

何をいわんとしているかということ、IFCに書いてあるからIFCと同じようにすべきだということにはくみしませんし、ILO条約の遵守の関係というところはいわない。つまり、ILO条約を私たちが参照する国際基準だとは思っていないということなのです。それは違うのだと。そういうロジックではないのだと。私たちがこれをとるようにILOもそれを書いているというように、この趣旨はご理解いただきたい。これは大事なことだと自分たちでは思っている。だから、IFCがレコメンドだったら、レコメンドで書けばいいのではないかとということに対しては、そんな実効力のないことはいわない。何となれば、IFCはプロジェクトファイナンスの案件として、これは非常に当初からかかわっているから、孫請とかにも圧力というかレバレッジがきくわけです。元請の人間がEPCのコントラクターに下請で入る会社全部にもこれを守るように、そこしか採用しませんよとか、そういうかけ方を恐らくしているのでしょう。レバレッジがきくのでしょう。これは私たちは一概にはというか、かなりのものは無理ですから。今後、国際基準の中でプロファイ案件について

は IFCのPS 2 についても適用というか、よくみていくということですから、プロファイの案件についてはちょっとニュアンスが違つかもしれません。ただ、少なくとも、全部の案件でこれは無理ということですよ。

次に結社、差別の禁止について、イギリスの ECA等は ILO条約を引用してというだけですけれども、要するに私たちは ILO条約に従って動いているわけではないので、こうした機関の ILO条約を守ってくださいというダイレクトな動きとは違う形をとりたい。だから、やはり難しいところがあるのかなと。これは、意見を聞きましょうという、13番のところでは現地の人たちからのお手紙への対応という話があったわけですが、結社の自由の次に来るのは団体交渉なのです。労働組合でない人たちとは会社は団体交渉する必要がないけれども、組合とはしなくてはいけないという、非常に平たくいうとそういう交渉権の問題が出てくる。こういうものに入れられない人たちというのがいるのです。明らかに思想・信条等の理由で破壊的な集団とかいうものはあるわけですよ。労働組合というものの中に残念ながらそういうものもある。国によってはというか、日本にもあるかもしれないのだけれども、そういうところというのは交渉権を認められないわけですよ。認められないケースが合法的にあるのです。そういうことを全部差っ引いて、私たちは純粋な労働者の集まりですよ、この会社が認めてくれません、JBICさん、NEXIさん、何とかしてくださいみたいなお手紙が来たときに、私たちはそういうものに対してはどちらとも判断がつかないわけですよ。正しいかどうかはその国の労働行政なり司法が決めることなので、ここには介入できないのだと。外形的に判断がとてもできないわけですよ。だから、そのところというのはおのずと限界があるのだらうと。判断できないから何でもいいのだというつもりはないのだけれども、この言葉を入れていくのであれば、何がしかのデビエーション、例えば原則とか、実質的にはとか、何がしかのものは入れたいというのが私どもの考えです。

実はこの4つの概念というのは、ILOの中でも加盟国は基本的にこれを遵守しなさいということなのでこの4つの項目を挙げられていたり、くみするものではないけれども、グローバルコンパクトとかでもそこを踏まえてその4つが入ってたりしますので、仮にこの確保を何かの形で盛り込むのであれば、この4点はセットなのだらうと。これに足すことも引くことも、合理性を欠くのだらうと。4つを書くのだったら、絶対遵守ではない書き方を考えなければいけないということが2点目。

3点目に、最後、スコープをどういう形で書くのかという点は、鈴木さんおっしゃって

いるとおり、労働環境という概念がずぼっと抜けているのです。私は労働環境という言葉を使いたい。何となれば、労働しているいろいろな概念があって、法律でいうと安全衛生法の法規があります。それから労働者の賃金とかそういう、日本でいうと労働基準法という労働者個々の基準を定めたものがある。そして、日本では労働組合法と呼ばれている労働組合との関係、交渉権だとか、結社の自由だとか、ストライキの権利とか、そういうものを定めている。大きく労働って大体この3つ、安全衛生、労働者個人の環境、それから組合。それをひっくるめた形の言葉というのはなかなかいいものがないけれども、IFCのPS2では労働者と労働環境と呼んでいるので、特に後者に力点があるようですから、労働環境ということで、ここの中に、安全衛生的な現行のチェックリストに入っているものと、こうした4つの権利を包含する形で言葉としては盛り込むと。恐らく、ジェンダーとか、子供の権利とか、エイズの話とか、そういうくくりの中では大体そこでバランスするのかなと。

あとは、この4つの権利をどうハイライトしたらいいのか、あるいはハイライトしないのかということころは、労働者の安全衛生のところとのバランスをどうしようかなと。何も書かずに労働環境といったときに、私たちは1案としてもっているのは、当該国の労働法令を遵守しているかどうかということチェックリストの中に入れていく。今いったものは法令で入っているわけですから、そういうと多分鈴木さんから、こういうものが決めている国があるから問題なのですよといわれるかもしれないのだけれども、基本的にはおおむね決めているでしょうと。児童労働とかそういうものも決めていて、守っていない国が多いのだと思っています。守っていない国の中では。だから、労働法令を遵守しているかという形で掲げれば、これは後々、こういうものが残念ながら守れなかったときの当該国基準の逸脱になりますので、これはJBIC/NEXIとしても非常に厳しい対応をとらざるを得ない。悪質な児童労働が恒常的にやられていた。捕まりましたというようなことがあれば、私たちは残念ながら、その事業者さんに対しては非常に厳しいアクションをとっていくのだろうということで、法令という形で書いたほうが明確ではないかと思うのが一方ある。

もう一方でいえば、特にこの4つの権利が非常に大事なのであるということであれば、どうやって書くのかなと。そこだけ書いてしまうと、安全衛生とのバランスが悪くなるので、FAQなりのところで、例えばどういう問題があるのですかというところに並列的に、こういう問題、こういう問題という中にこの4つのことも書くといったような形。つまり簡単にいうと、労働環境ということガイドラインの中にワンワードで盛り込むと。そこ

からA案、B案があって、1つはチェックリストの中でみていくやり方、2点目はFAQの中で個々の内容を触れるというやり方があります。

ちょっと長くなってしまったのですがけれども、特にこうした4つの権利を事業主体に実際守ってくださいよということを私どもからお願いしていく、実業をやられている皆様のほうでご意見があれば、ちょっといただきたいなど。

【司会】

後ろの方、どうぞ。

【エンジニアリング振興協会 根本さん】

今の議論をお聞きしまして、非常に違和感を感じているのは、こういう差別だとか結社の自由だとか、我々は実際、途上国への仕事をやっていますので、正直いいまして、平和な国でいっているかなという感じがするのです。それで、実際、そういう途上国で仕事を日本の投資でやっている場合は、その事業をうまく進めるために差別しないように、特に宗教差別だとか、男女差別っているいろいろありますけれども、そういうものをすごく気をつけるわけです。労働者がいかにうまく働いてくれるようにということで知恵を絞るわけです。ですから、これはいわなくたって当然やっていることですし、また、こういうことを行うことによって、JBICさんだけがきつい文言だなということになる。その辺を考えてほしいなと思うのです。

もう1つ、これがなぜいろいろ問題になってくるかということ、前に何度もいっていますが、中国とかインドとか、これから我々の競争者になってくるところが出てくるわけです。ガイドラインを5年ですか、もっとですか、やはり今後のことを考えてやるわけです。そうした場合、そういう競争者とのことも我々は考えなければいけないし、非常にデリケートな問題を含んでいる場合は、やはりこういうところで書くのはやめてほしいなど。ガイドラインはガイドラインなのですから、ある意味、抽象的なところで終わるのがガイドラインではないかと考えています。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。では、藤井さん、どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

この労働に関係しまして、また先ほどの根本さんとはちょっと違った立場といたしますが、根本さんは違和感を感じるという申しましたが、実は私も若干違和感を感じるところがありまして、ちょっと発言させていただきます。

本件につきましては、一般的な労働法制を守る、これは非常に重要なことで、よくわかります。しかも、こちらの NGOさんのコメントをみますと、日本企業はどれも CSR対応がなされていないというような言い方もしています。私は決してそういうことはないと思っております。もちろん、日本の CSRはどちらかというと環境から出発したということで、ヨーロッパに比べれば労働関係については若干おくらしているところはあるかもしれませんが、もう各企業ともこちらのほうにも十分力を入れ、下請さん、孫請さん、そちらのほうも、労働差別しているかどうかとか、あるいは当然に児童労働をやっていないよね、囚人労働もやっていないよねということはちゃんとやっている企業がたくさんありますので、そういう中において一般的な CSRということではこのいっていることは非常によくわかります。

ただ、先ほどの労働者の範囲で直接雇用といった場合は、事業主体による直接雇用というときに、はてさて思ったのが、JBIC/NEXIさんのほうに話をもっていくときというのは、例えばコントラクターの立場からすると、さあこれから事業主体はプラントを建設して、数年後になるのでしょうか完成して、それから人を雇うという話になってくると、これは将来の方々の雇用者のお話なのかなと。

それからもう1つ、先ほどいわれましたように、実施主体の請負も含むのだと。請負も含むということは、コントラクターのことになるのかなと。となってくると、最近は労働者が逼迫しておりますので、コントラクターがあちこちから、いろいろな国から連れてこないといけません。そうしますと、そういった国々の方々に習慣も違うし宗教も違う。そういった方々をどのようにうまくマネジメントしていくかというのが重要な問題になっていきますし、その現地の国で働くときには、当然、現地の労働法制は遵守してやっています。

となってくると、これはコントラクターのことをいっているのかなとか、若干わかりにくいところがあります。ですから、一般論としては、そうだよ、まさにいっていることはまともだよと。だけれども、実際適用されると、これはコントラクターの雇っている

人のことをいっているのか、事業の実施主体がこれから雇う将来の方々のことをいっていて、将来の方々のことであれば、これははて、この段階で、あなた方、こんなことはやらないよねというのをどうやって担保してもらうのかなというのが、今、一瞬、頭の中で考えたところです。1つ考えられるとすれば、プロジェクトもいろいろありますので、例えば機器だけはコントラクターが供給して、現地の労働者、シビルワーク等は現地の実施主体がやるという場合は、これが適用されるのかなとか、いろいろなケースがあって、一律にこれをやると、いろいろなケースに当てはまらないので、例えば稲川さんおっしゃったように、現地の労働法制はちゃんと守るようにとか、一般論的な書き方にならざるを得ないのではないかというのが私の意見です。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【宮淵さん】

今のお二方と大体似ているのですが、ちょっと違ひまして、今いった労働環境の件についてガイドラインにうたうことは、今いったお2人の意見でちょっと難しいと思います。チェックリストに入れることについては特に構わないと思います。

というのはなぜかという、日本企業が実際に海外でやっている仕事の場合には、結構そのあたりに気を遣ってやっております。ほかの欧米の企業に比べて、システムではないですが、心情的に気を遣ってやっていますので、そのあたりのことはあるのですけれども、実際にジョイントベンチャーでプロジェクトをやっている場合、例えば欧米の企業がメインのオペレーターであって、それに日本の企業が参加するというような形の場合に、こういったものをガイドラインにうたって本当に有効性があるのかといった点、あるいはリアクションがあるのかといった点、そのあたりはよく考えていただきたいと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

産業界の人に意見をいわれて、こちらで答えるのは、多分始まって以来なので、ちょっとびっくりしているのですけれども、先にこちらで答えてみます。

やはり生の声というのはいろいろあるのだなと。一つ一つはうなずけなくもない部分もある、考えなければいけないところというのはあるのだなと。その中で、藤井さんのおっしゃっていたところでは、元請は入らないので、あくまでプロジェクトの実施主体なので、建設期間ということであれば、いわゆる EPCコントラクター以下は私の案では入らない。直接労働者という言い方、従業員労働者という中には入らない。でも、多分建設のときでも一部の、建設所長とか、EPCのときは非常に少ないのだと思うのですけれども、いわゆる EPC型でないときには、その会社の人が入っているときがありますよね。あと一般職とか雇って、いわゆる建設事務所を直営でやっているとき。そういうときにはやはり入ってくる。将来においては、操業後が恐らくメインになってくるということで、操業後についてはその事業者が直接雇用しているところ。だから、子会社でほとんど回っていて、本社の人間が数人ということが、よく日本のプラント現場とか発電現場とかであるのだと思うのですけれども、そういうものであれば基本的にはそこどまりでいいのですよというところ。まさにそれを全部入れ繰りしてしまうと、藤井さんのおっしゃっていたような混乱というか限界とかも出てくるので、そこはそういうお話です。

あと、お2人のところで共通していたのは、情動的に日本企業が守っているということなのですけれども、残念ながら、ちょっと1ついうと、一概にその人たちにどこまで責任があったのかというのはわかりませんが、日本の超一流会社で、そのジャンルでは世界で一番シェアをもっている会社なのです。名前をいうとあれなのですけれども、ゴムが原料の中で必要なのです。アフリカで原料をとっていたと。その原料のところは奴隷労働だったと。だから、どこまで知っていたのだというのはあるのだけれども、そんな小さなアフリカの国なので、その中では裁判とかそういう制度が余りなくて取り上げてくれなかったと。それで、どういうことになったかという、その問題を重視した欧米の NGO とかの助力があって、アメリカで裁判になった。アメリカでこういうことになったらどういことになるか、おわかりだと思うのですけれども、とんでもない額の訴えになっている。当然、そのプラントの操業とかそういう問題もかかわってきてしまいます。ですから、守れていると皆さんおっしゃるのだけれども、守れていないケースというのはやはりあるのだろう。残念ながら、それをどこまで知っていたのかということは心情だけでは法

律は守り切れませんし、世界には多様な法律があって、やはり日本企業の中で労働組合の問題で、中国であるとかアメリカなどでも、アメリカで最近よくあるのはセクハラですが、ここには入らないけれども、殊さらに労働法制をちゃんと理解するというのは難しいことなのだと思うのです。

難しいから守れなくていいということではなくて、難しいからこそ守ってほしい。万一にもそういう何百億円の損害賠償ということになってしまったら、私たちは保険なり融資ということに対して何らかのアクションをとらざるを得なくなってしまう。それは我々の本意ではない。書けば事前にわかっていただけのわけですけれども、書いていなくて何か起きたときに、私たちとしても、法令遵守は私たちは冒頭でうたっていますから、やはりそれはお願いしなければいけないのだと。その上で書いていくということに対しては、やはり我々は書いていくのだというスタンスでございます。

そうしたところで、藤平さんが一生懸命お時間を調整しているということもあるので、私たちは先ほどとり方の考え方を述べましたので、最後にとというか、鈴木先生ほか、先ほどの私のところでいかがでしょうかということで、ちょっとご意見いただければ。

【司会】

鈴木さん、お願いします。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

ほかの NGOの方も意見はあると思いますけれども、私から2点だけ申し上げたいのは、労働者の範囲のところ、最初は直接雇用に限るしかないかなと思ったのだけれども、稲川さんのお話を聞いて、要はレバレッジがかかるかどうかという問題だということだと考えると、多分、労働環境の中でもいわゆる安全衛生にかかる部分というのは、安全衛生に責任をもっている人は、例えば工場だったら工場を運営している人が責任もっているので、それが派遣労働者であっても、その人が直接雇用の労働者であっても、同じところで働いているわけなので、そういう安全衛生にはある程度責任とれるのだらうなという感じがしなくもなくて、レバレッジがきくかどうかという観点からいうと、安全衛生は少し別の考え方もあるのかなと思いました。今、チェックリストに安全衛生が入っているので、その辺をどのようにしていくのか、よくわからないのですけれども、そこを分けて書くのであれば、少し考えていただきたいなと思いました。

あとは、労働環境という語彙でガイドラインに入れて、あと中身についてはどうするか、チェックリストに触れるというのと、FAQで触れるという2案をお示しいただいたのですが、労働環境というどうしても安全衛生のこのような感じがするので、強制労働とかそういうことも含んでいるし、差別の問題も含んでいるのですよということにはわかるようにしていただきたくて、私のもともと出した提案は、何かの形でガイドラインに書くということなのですけれども、FAQに書くでも何でも、労働環境というのが幅広いものなのだからということは何とかわかるようにしていただきたいなと思います。

以上です。

【司会】

ほかにご意見ございますでしょうか。福田さん、どうぞ。

【メコン・ウォッチ 福田さん】

この分野の専門家ではないので素人の意見ということになるのですが、私も今の点に2点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

1点は、直接雇用に限るという点について、今の議論を聞いた限りは、どのように規定するかというのは非常に難しいな、あるいはレバレッジがどこまできくのだろうということは難しいなと思うのですが、非常に簡単に脱法行為が可能になるということは一方であるので、これは規定の仕方にもうちょっと工夫の余地はないのかなという印象をもちました。産業界の方々のご懸念というのもあると思うので、どこまで書けるかというのは難しいと思うのですが、日本の労働法の世界でも労働者とは何かというのは、決して雇用契約に何と書いてあるかをみるのではなく、まさにレバレッジがきくか、どれだけコントロールしているかという中で、雇用関係なのか、請負関係なのかをみていくというのが通常です。そういう意味では、直接雇用という形で切ってしまうのが適切なのかなという懸念を私自身はもっています。

もう1点ですが、先ほどのFAQに書くか、チェックリストに書くかという話は、この2つの文書は多分違う性質の文書だと思うのです。FAQに書くというのは、ガイドラインの内容に書かれていることについて補足的に説明をします。これは一体どういう意味なのかということを外から、あるいは内部の方もいらっしゃるのでしょうけれども、そこに答えていくというのがFAQの役割ですし、チェックリストというのは、まさに日々の審

査の中でこういった点について、それぞれ審査を担当する方が確認されていく、そのための執務資料であるということを考えると、それは両方やっていただいてもいいのかなという感じはしました。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。波多江さん、どうぞ。

【 FoE Japan 波多江さん】

私も1点だけ。やはり直接雇用というところが少し引っかかっておりまして、というのは、すべての案件ですべての労働環境を把握するというのは難しいとは思いますが、特にプロファイの場合には、直接雇用というオペレーションからになるのかなと思ったので、そうすると、工事期間中に、例えば不当な労働状況のもとで働かされていたとか、不当解雇があったとか、それからまた、安全環境ですよね。例えばアクセス道路の建設労働で、ほこりなどで、工事に伴う健康被害が深刻に起こったとか、労働環境とかそういう面も、特にプロファイの場合にはみていただく必要があるのではないかと私たちは思っております。

先ほど、プロファイの際に IFCのPS 2 をどうというようなお話があったかと思うのですが、例えば FAQなどにプロファイの際には IFCのPS 2 を参照するとかそういったことを盛り込むことは可能でしょうか。そういったことも検討していただければと思っております。

【司会】

ありがとうございました。稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

これで終わりにしたいと思うのですが、今いったところについてはよく考えると、特に鈴木さんのいった安全衛生と、ちょっと私もぶっきらぼうとかばつとってしまったので、確かにいわゆる職場環境、今、チェックリストに書いていることをレベルを落とすということではないのだろうなという話。それと、ただし、いわゆる結社とか差別の

禁止というところは、やはり直接労働者に限るのだろうなということ。ここは文言として整理をするということです。

労働法制に詳しい方と詳しくない方のご意見がいろいろまざっていたのですが、一般的にこういうことがあって問題ですということと雇用関係だけは、だれが雇用者なのかというのはよく考えなければいけないことなので、一般的な問題として派遣労働者はかわいそうとかいう話は全然違う話なので、それは関心のあるメディアにでもやってもらえばいい話であって、私たちは純粋にレバレッジのかかる雇用の方の問題として取り扱うので、そこは峻別して扱うと。

あと、IFCのPS2については国際基準として適用していくということであるから、その範囲においてはやると。二重規定はないですから、国際基準は適用、何というのですか、エクスペクティッド・トゥ・ミート以上の何がしかの言葉としてプロファイのときにIFC、それ以外は世銀というところは、一定の方向としてそっちに行くわけですから、その中で読み込めるので、殊さらこの中で特別扱いをするつもりもない。だから、何となればIFCのPS2に特段のこの中での基準としてみなすつもりは私たちにはないのだということだと思います。

福田さんのいっていた、どうやってチェックリストとかFAQを使っていくのかということところは、私もとりあえず二択を上げたのだけれども、柔軟に使う。要すれば、読んで実際に守っていただく方々、あるいは現地の方がみたときに、どこまでをJBIC/NEXIのガイドラインの中で担保しているのかということ間違いなく扱っていただければ結構だと思います。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、この項目は一応こういうことで議論を終了するということで、切りとタイミングがよろしいのかなと思っておりますので、ここで休憩をとらせていただければということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、15分間休憩をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(休憩)

【司会】

それでは、そろそろ時間でございますので、議論を再開させていただければと思います。

それでは、続きまして論点の23番から議論を再開ということでお願いできればと思います。

これはまず、では、NEXIさんのほうから説明をお願いします。

【日本貿易保険 小泉】

それでは、原子力関連の論点に移らせていただきたいと思います。

原子力関連は論点の23番から26番の4つございまして、複数論点のあるテーマということで、ご提案者の方の思い入れもあられるでしょうし、私どもも複数論点があるということで、ある程度十分な時間をとりたいということから、1ブロックまとめて審議させていただくという形にさせていただきたいと思います。ただ、先ほどのセッションで19、1、2というのが飛んでしまっていますので、そちらのほうで発言されたくてうずうずされている方もいらっしゃるかとも思いますので、その点も考慮しながら時間的に進めさせていただきたいと思います。

原子力のテーマに関しましては、JBIC/NEXIとしてその取り扱いについて考え方を整理してまいりましたが、6月23日付の補足資料というものがご提案者から提出されておりまして、本日、皆様のお手元に行っていると思います。この場の方々のご理解ということもございまして、まずはご提案者から、この補足資料に基づきましてその内容のご説明をお願いできればと思います。その後、JBIC/NEXIの考え方をご説明させていただいて、各論点の個別の審議に移るといった形でやらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そういった形で進めさせていただきます。審議のほうに十分な時間をかけたいと思いますので、できましたら最初のご提案、ご説明は簡潔に、例えば15分ぐらいという形でお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

【司会】

それでは、ご提案の方からお願いできますでしょうか。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

この補足コメントが既にホームページに載っているのではないかとあって、皆さんに事前に読めたらよかったと思いますが、そのようになっていなかったのも、まだ読んでいない方がいらっしゃるだろうと思いますけれども、結局、私がこれを全部徹底的に説明するより、これについて幾つかコメントして、私のコメントを聞きながら読んでいただければいいと思います。

まず、去年11月でしたっけ、12月でしたっけ、私たちの出した提言書に基づいたコメントなのですが、提言書の幾つかのポイントをそのままもう一回書いたのではなくて、下線が引いてあるところはその提言書にあるコメントに基づいたものなのですから、説明として書きました。項目番号は最後に書いてありますので、例えば最初の下線が引いてあるところは項目24と書いてありますけれども、これは論点整理表の中の項目24と関連あると思ってそのように書きました。そして、私たち NGO側の考えていることが余りよくわからなくてと JBIC/NEXI側からいわれたので、総合的にこれを書いて、私たちの考えがこれを読んだ上でみえてくるのではないかと思いました。

そして、最初に、私たちは原子力という分野はほかの分野と性質が違うものだと思います。このように4つのポイントを書いて、これらの理由で違うと書きましたけれども、それだけかどうかわかりませんが、多分、普通の一般の人たちは、何となく原子力はほかの分野と違うと思っているだろうと思います。そして、このように徹底的に書かなくても、多くの方は納得すると思いますけれども、もう1つの例をみれば、アメリカの輸出入銀行のガイドラインを読めば、輸出入銀行は原子力だけについての確認のガイドラインをもっています。そして、そのガイドラインの中で、ちょっと英語を読みますけれども、Because of the unique nature of environmental issues associated with nuclear projects. だから、原子力に関連する環境問題はユニークであるということ、そのように書くのですけれども、別に全然ユニークだという説得力のあるようなことを書かなくて、ただ当然のこととして、このように書きました。ユニークであるからこそ、アメリカは別のガイドラインをつくりました。私たちは JBIC/NEXIに完全に別なガイドラインをつくることを求めています。でも、性質の違うものであるということを知っていただきたいと思います。

そして、ちょっと言い忘れたのだけれども、私たちのコメントの中で、だんだん読んでいけば、JBIC/NEXI側に私たちは幾つかの質問をしました。特に今までの原子力関連プロ

プロジェクトの環境社会配慮の確認プロセスが明確ではないところがあると思います。そのプロセス、特に安全とか廃棄物問題とか核不拡散のことについてどういうチェックをしているか、NEXIとJBIC側からもう少し説明していただければ、議論が進んで、どのように対応するかみえてくるのではないかと思います。きょうはJBICとNEXIはそれについて細かい答えをするつもりであるかどうかわかりませんが、その答えはいずれ出していただければうれしいです。

そして、特殊な問題であるということを書いたページ目には書いてありますが、その後で EIA、環境影響評価について少し書きましたけれども、ここに書いてあるとおり、日本の制度では原子力固有の問題が EIAに書かれていません。でも、そういう問題は、環境社会に影響を与える問題であるということをおっしゃりたいと思います。そして、さっき私が読み上げた英語の文章の中で、それも出てくるのです。 the unique nature of environmental issues。だから、この原子力プロジェクトのユニークであるところは、ちょうど環境問題であるということをおっしゃっています。そして、そのアメリカの輸出銀行のガイドラインをもっと少し読めば、あるところには 8 つの環境原則というところを書いてありますが、その 8 つの環境原則の中でニュークリア・セーフティーは第一と書いてあります。だから、原子力の安全は環境問題であるということは輸出銀行のガイドラインの中で認められています。また、放射性廃棄物の管理も同じように基本的な環境原則の 1 つとなっています。

それにしても、EIAに出ないため、場合によってはその情報がステークホルダーに公開されない可能性がある。JBICの今のルールの中で、EIAしか公開されない場合もあると私は理解していますので、アメリカとかヨーロッパの国だったら安全とか放射性廃棄物についての情報はほかの資料に載っていても、そのほかの資料も公開されていますので、そんなに大きな問題にならないでしょうけれども、すべての国がそうだというわけではない。例えば先週の週末、原子力を反対している運動家が特にアジアから来たのですが、その人たちに、EIAにこういう安全問題とかが書いてあるかどうか聞いたら、皆さんはそんなに専門家ではなかったから、彼らがいったことは必ずしも正確だとはいえないのですけれども、書いていないようです。ヨーロッパの場合、安全問題はある程度 EIAに載っていますけれども、非常に限定的に書いてあって、基本的にほかの資料を参照してくださいというような書き方ですので、ヨーロッパはそのほかの資料を公開しても、例えば中国に行ったらどうなるのか、インドネシアに行ったらどうなるのか。ちなみにインドネシアの方もいらっしやいましたけれども、その方によると、インドネシアの法律的な制度はまだ成立されて

いないので、安全問題とか廃棄物とかは EIAに入るかどうか今のところ全然わかりません。そういう理由で、そのほかの資料は EIAと同じくらい重要で、環境に関連する資料ですので、JBICはそういう資料を求めて公開するべきです。そして、JBICはその手に入れた資料を公開するだけではなくて、現地で実施主体とかに公開するように要求するべきです。

それで、次に行けば、私たちは3つの原子力の固有の問題を特定しました。核拡散問題、安全問題、そして放射性廃棄物の処理・処分。1番目の核拡散のほうは当然重要だとだれでもわかりますけれども、いろいろな新しい資料が出て、新しい動きも出ていますので、それを踏まえて私たちはさらなる要件として、IAEA、国際原子力機関の保障措置協定の追加議定書を融資の条件にするべきというか、それを検討するべきだと私は書きました。検討するべきというのは、ガイドラインにそれを盛り込む必要があるかどうか、私は今すぐ自分でも判断できませんけれども、どのようにそれを扱えばいいか、議論の中で答えが出てくるといいと思います。

それに抵抗のある方がいらっしゃるだろうと思いますけれども、実は2日前に私は外務省の国際原子力課の方と話して、今後、原子力協定の1つの条件として追加議定書が求められるそうです。ちょうど私はカザフスタンの今後計画されている二国間協定について聞いたところ、その追加議定書の批准を待っていたそうです。実はカザフスタンはそれに批准したので、もうすぐ二国間協定も結ばれるのではないかと思いますけれども、今までの二国間協定はともかくとして、これから日本政府の考えは、追加議定書を求めるそうです。そして、二国間協定がなければ原子力の関連技術を輸出しないという方針ですので、JBICも当然それを求めることになります。

ただ、1つ懸念しているような案件もあります。例えば、物を輸出しない場合、投資だけ。例えばアメリカについて、最近、アメリカと日本の間の原子力協力についての共同声明がありましたけれども、それについての新聞記事に書いてありましたことは、場合によって新しい原発をつくるグループを向こうでつくって、そしてそのグループに投資するというような形であれば、別に資機材を輸出しなくても、投資だけになることはあり得るのではないかと思います。私はそういう場合であっても追加議定書を条件にするべきだと思います。外務省の二国間協定だけで解決されない場合もあるのではないかと心配していますので、今、このことを報告しました。

核不拡散について、ここに書いてあることをちょっと補足的に説明しましたけれども、今度、安全の問題についてちょっと話したいと思います。さっき申しましたように、安全

問題が EIAに入らない場合があるということが1つです。そして、その審査のプロセスは普通の人に全然知られていないと思います。私たちはわざわざ国会議員にお願いして、その国会議員の質問に答えて、資料を出してもらいました。それはことしですので、NGO提言書を出した後のことなのですけれども、そのプロセスについてかなり細かく書いてある資料を手に入れました。企業側はその資料について、彼らがいろいろ書き込まなくてはならないところがあるから、知っているだろうと思います。ただ、ステークホルダーはそのプロセスについて全然知らないので、そのプロセスはみえる形にしないといけないと思います。それについてガイドラインに簡単に触れて、そしてその審査プロセスのもっと細かい資料を別のガイドラインに　アメリカの輸出入銀行はその細かいところは全部別のガイドラインに書いてあります。でも、少なくとも資源エネルギー庁の原子力政策課の審査プロセスをだれでもアクセスできるような形にして、英語に翻訳して、結局それは資源エネルギー庁の責任だといわれるかもしれないのですけれども、実は資源エネルギー庁の審査は JBIC/NEXIのための審査ですので、JBIC/NEXIの責任でもあると思います。

そして、その資料をやっと手に入れたら、読んでみれば、いいところ、評価できるところもありますけれども、実はそれだけやっていたら現行のガイドラインでも満たされていないと思います。例えば現行のガイドラインの4ページを今みっていますが、プロジェクト実施主体者について書いてあることですけれども、実施主体者の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況などに照らし環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行され得るかどうかを確認する。でも、資源エネルギー庁の資料をみる限り、そういうことは確認されていないと思って、私は資源エネルギー庁に電話してみたら、実施主体の確認を全然行っていないという返事でしたので、余り例が多くないからガイドラインを守れなかったかどうかちょっとわからないのだけれども、確認すべきプロジェクトがあったら、守れなかった可能性があったのではないかと思います。それはガイドラインを直す必要があるところというより、透明性を高める必要性と、プロセスをもう少し徹底する必要性を示していると思います。

ちなみに、またアメリカの輸出入銀行のガイドラインをみれば、個別案件について、そしてその実施主体についてもずっと踏み込んだような内容が書いてあります。例えば、十分な資格のある、訓練を受けた職員がいるかどうか確認するとか、オペレーティングプランズとかまでみるとか、かなり細かいところからみているのです。このアメリカのガイドラインの実行について私は余り知らないのですけれども、書いたことだけみれば、資源エ

ネルギー庁が確認しているところよりずっと踏み込んだ内容だと思いました。

安全について、そこまでだと思いますけれども、最後に放射性廃棄物のことについてちょっとだけ補足したいことがあります。アメリカの方に電話して、アメリカの EIA に放射性廃棄物のことについて書いてあるかと聞いたのですけれども、実はアメリカのほうは EIA に低レベル放射性廃棄物と中レベル放射性廃棄物について多少書いてあるようです。後で西尾さんに確認しますけれども、日本もそうかなと思います。ただ、高レベル廃棄物について書いていなくて、アメリカの規制機関、NRC というのですけれども、NRC はいわゆるコンフィデンスプリンシパルという、コンフィデンスプリンシパルというのは高レベル放射性廃棄物とか使用済み燃料を結局処分できるということを、コンフィデンスというのは信頼できる、信じることができる原則によって一応その問題を簡単に片づけていますけれども、実は NRC というのはもうすぐそのコンフィデンスプリンシパルという概念を再検討する予定であります。ヤッカ・マウンテンという予定されている窒素処分場の計画がうまく進んでいないとかということで、どんなに信用できるのか、信じることができるのか、再検討するべきという案が NRC から出ていました。

とにかく私がここに書いた内容は、実効性のある放射性廃棄物の処理・処分計画が必要です。そして、それがあつたということを原子力発電所を建設する前に確認するべきだと思います。1 つだけ加えたいことなのですが、日本のほうは再処理するからそれで十分だつたというような考え方だそうですねけれども、すべての国で、私たちは再処理するから、プルトニウムを抽出して放射性廃棄物の使用済み燃料の問題はそのように片づける方針ですといつたら、それは大きな問題になりますので、特に核不拡散問題にとって大きな問題ですので、それは実効性のある計画だつたといえないと思います。

補足説明としてそれだけですけれども、ほかにいろいろな質問とコメントとクレームが出るだろうと思いますので、皆さんの反応を楽しみにしています。

【司会】

どうもありがとうございました。はい。

【日本貿易保険 小泉】

ワイトさん、ご説明どうもありがとうございました。ホームページに追加資料の掲載がされていなかった件は、不手際で済みませんでした。ただ、やはり直接お話を言葉でご説

明いただいたほうが非常によくわかったのではないかと思います。

それでは、今お話のありましたご提言内容につきまして、JBIC/NEXIとしての基本認識、考え方等をご説明させていただきたいと思います。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 丸山】

まずは、ワイトさんからご提案の趣旨等につきまして詳細なご説明をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、私から、既にご提出いただきました提言書、それから本日席上配付されている補足資料、今ご説明いただいたところでございますけれども、これに関してのJBIC/NEXIの現在の基本的な考え方について、全体いろいろご説明させていただきたいと思います。

皆様から原子力関連プロジェクトにかかる提言書として大きく4項目の提言をいただいております。これを私どものほうで論点の23から26として整理させていただいております。これからそれぞれの当該論点に関しましてJBIC/NEXIの考え方等をご説明させていただきますが、その前に、全体を通じてのコメントを最初に申し上げさせていただきたいと思っております。

それは、皆様からご説明いただきました原子力発電所等の施設にかかる安全性の確保、それから事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分、核拡散の防止といった問題が、JBIC/NEXI独自の制度や規定によって取り扱われるべきではないという点でございます。このような安全性の確保、事故時の対応、廃棄物の管理・処分については、一義的には他のセクターにおいても存在するものでありますが、原子力発電等の場合では他のセクターより放射能という観点においてより影響が大きいということは一般的に知られていると思います。このため、核拡散の防止を含め、こうした原子力発電所等の施設にかかる安全性の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分といった問題は、個々の事業者、または個々の国単位での対応にとどまらず、IAEAを頂点とした国際的枠組みのもとでの対応が制度化され、運用されてきております。特にソ連・チェルノブイリ発電所での事故を契機に、1996年に原子力安全条約が締結され、同条約の規定に則した安全性確保、また事故時の対応等が国際規範として機能しているところと認識しております。

我が国におけるこのような原子力発電等の問題への対応についても、IAEAや原子力安全条約等の国際的な枠組み、規範を所与のものとして、これに則する形で国による対応が法令化されているところと認識しています。したがって、原子力機器輸出においては、こうした国際的な枠組みや我が国政府による法令、制度等を所与のものとしての安全確認が行われ、JBIC/NEXIは環境ガイドラインに基づく必要な環境社会配慮の確認を行っているというところがございます。

具体的にいきますと、我が国では、原子力機器輸出に際しての原子力発電の安全等の面については国が確認する制度を実施しております。この確認制度によりまして、まずは原子力発電を実施する国におきまして安全性の確保、あるいは放射性廃棄物対策とか、原子力事故対策、こういったことにかかわる責任を十分果たせる体制ができているかどうか、あるいは規制措置がきちんと実施されているかどうかということを確認しております。次に、国際的な原子力に関する安全条約、あるいは原子力の廃棄物等に関する条約、こうした主要な国際条約をその国が受け入れているかを確認しております。加えて、我が国の製造事業者、あるいは輸出者が国際的な基準を適切に守っているかどうか、あるいは輸出後の補修、安全サービスにつき適切な対応をとれるかどうかを確認しております。

JBIC/NEXIはこの国の確認制度に基づきまして、確認されたプロジェクトのみに融資または保険付保を行っているところであります。原子力の安全性確保については、原子力安全条約によりプロジェクト実施国が全責任を有していることが明確であることはいうまでもないことですが、さらに相手国、地域の状況を国が確認して輸出を行うという体制が構築され、現在機能しているところであります。さらに、核拡散防止についても、原子力にかかる国際的な枠組み、二国間原子力協力協定のもとで平和利用を目的とする原子力発電事業向けの輸出であることが確認されているものに限って輸出が許可されるなど、我が国の外為法などに基づく輸出管理制度のもとで厳格に管理されているところであります。同時に、国際的な枠組みのもとでIAEAの包括的保障措置が適用され、第三国への移転も制限されているところであります。

このように、国が法令等に基づく厳格な輸出管理制度を有し、または国の安全確認制度が存在し、かつその制度が機能している状況で、国が一元的に管理すべき原子力の安全性確保や核不拡散についてJBIC/NEXIが介入する立場にはなく、重ねて規定する立場にもなく、またできるものではないと認識しているところであります。本会合につきましては、JBIC/NEXIのガイドラインの改訂の議論の場でございます。国の制度、ましてや我が国

の法令につき議論する場ではないことについてはご理解いただきたいと思います。

今申し上げました点などを所与の前提といたしまして、個々のいただきました提案についての JBIC/NEXIの現段階での認識を申し上げさせていただきたいと思います。

まずは論点の23、セクターの例示についてでございます。この論点は、原子力発電所及び核燃料サイクル施設を一般的に影響を及ぼしやすいセクターに追加すること。これら2つのセクターに関する環境チェックリストが作成されることの2点から構成されております。

この2点のうち、核燃料サイクル施設については、案件組成の蓋然性が極めて低いと私も認識しております。したがって、改訂ニーズを認識するには今のところ至っておりません。一方で、原子力発電所のセクター例示及びチェックリストの作成についてでございますが、これらについては案件組成の蓋然性が相応にあると思ひまして、改訂ニーズを有すると認識し、ご提言を踏まえて前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に論点の24、求められる要件でございます。この論点につきましては、核拡散の防止、安全性確保、事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分を原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件としてガイドラインに規定するとの内容でございます。

これらの諸点につきましては、我が国制度として経済産業省が審査する制度が確立、機能しており、JBIC/NEXIが独自に審査するものではありません。したがって、固有の規定を設ける改訂ニーズは認識しておりません。経済産業省による審査制度は公的に周知され、関係者間で十分知られたものとなっております。基本認識については、先ほど説明したとおり、核拡散の防止、安全性の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分については、JBIC/NEXIのガイドラインによらずに国の制度により行われているところです。

なお、補足資料の中で核拡散の防止、安全性の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分についての具体的質問事項を何点かいただいております。経済産業省とJBIC/NEXIの責任の範囲、あるいは経済産業省の安全確認項目については、今ご説明させていただいたとおりでございます。

また、質問事項のうち、NEXIが付保した原子力関連案件の件数についてでございますが、現行環境ガイドラインの施行以降で申しますと、経済産業省による安全確認がなされ、保険契約に至った案件は合計で14件でございます。他方、JBICにおいては、この間、ゼロ件でございます。これをご報告させていただきます。それから、個別の議論は適切ではあり

ませんので差し控えさせていただきますが、全案件とも原子力発電所で使われる設備単体等の輸出であったことをあわせて伝えさせていただきます。なお、経済産業省で安全が確認ができなかったために保険の付保や融資を謝絶した案件はなかったと承知しております。

それから、論点の25でございます。この論点は、原子力関連プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を盛り込んだ文書が作成され、現地においてステークホルダーと協議すべき。JBIC/NEXIは借入人等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を求めるべき。JBIC/NEXIは、これらの情報を他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後、速やかに公開すべき。JBIC/NEXIは、融資契約締結後に公開されるべき環境レビュー結果にはプロジェクト実施主体の技術的能力の評価を記載すべきとの4点から構成されております。

まず、必要な情報を盛り込んだ文書が作成され、現地においてステークホルダーと協議すべきのご提言につきましては、現地国の法令に従って行われるべきというのが私どもの基本的認識でございます。また、本論点でご提言いただいているその他の事項につきましては、論点24、求められる要件でご説明させていただきましたとおり、我が国においては経済産業省が審査、確認する内容でございます。JBIC/NEXIが独自に審査するものではございません。審査する立場にないJBIC/NEXIが、評価や情報公開する立場もないというのが私どもの認識でございます。したがって、ご提言のありました要件を規定することについて、改訂ニーズを私どもは感じておりません。ただし、実際の制度運用といたしましてJBIC/NEXIが環境審査の対象とするEIAレポートについては、JBIC/NEXIの情報公開制度に則して公開対象となり得る場合があるものと認識しております。

最後に4点目、論点の26でございますが、本論点は、原子力関連プロジェクトが核拡散の問題、安全性の問題、放射性廃棄物の問題を含んでいるため、専門家及びNGOを含む第三者機関を設置し公開審議を行うべきとの内容でございます。繰り返しになりますが、これらにつきましては経済産業省による安全確認の範疇でございます。そもそもJBIC/NEXIとしてそれらを議論する立場にないため、第三者機関を設置する合理性が見出せません。また、原子力関連施設の潜在的環境影響の大きさを勘案しましても、提案の内容を規定するような制度は海外のECAや国際機関のみならず、IAEAを初めとする国際的な枠組みにも存するものではなく、その実効性に乏しいと推察されることは論をまたないところでございます。

最後に補足いたしますが、各国の当該制度は個々に規定されるものでありまして、我が国における経済産業省と JBIC/NEXI のデマケーション、また審査、確認の制度が他国と異なる場合がございます。しかし、それは各国での政策の違いでございまして、これは本会で論ずるべきではないということをご理解いただきたいと思います。

以上で、少し長くなりましたが、いただいたご提言、あるいは本日のご説明に対する現時点での JBIC/NEXI の考え方をお話しさせていただきました。以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ、小泉さん。

【日本貿易保険 小泉】

今、ちょっと長くなりましたけれども、ご説明させていただいた点が JBIC/NEXI の基本的な理解並びに 23 から 26 までの論点に対するコメントでございます。この後、順番に 23 から 26 まで 1 つずつ審議させていただきたいとは思いますが、それに先立ちまして 1 点、整理させていただきたい点がございます。

それは、先ほどホワイトさんのコメントにもありましたが、まさに原子力のユニークなキャラクター、ユニークネチャーというようにおっしゃいましたけれども、原子力の安全については JBIC/NEXI の環境ガイドラインのより外側で、より大きなところで、国際的な枠組みとか我が国の法制、法律、制度が多年にわたって構築されて機能している。国際的な枠組みが機能しており、その下で国内の法制が機能しているという前提に立って、私どもの業務が行われているという状況がございます。追加の補足資料等を拝見しますと、こういった国際的な、あるいは国内の枠組みそのもの、これがうまく機能していないというような感じをもっていらっしゃるのではないかと私ども推察するのでございますけれども、そういったところをご提案の根底としてあるのではないかと理解しました。その基本のご理解の根底の理解に相違があるままでこの議論をしていきますと時間がかかるばかりでもございますので、できましたら、そういったご理解なのかどうか、もしそうであれば具体的にそのようにご認識されている根拠をお示しいただければと思います。もしご理解がそうでないならば、おっしゃっていただければと思います。

最初にその点、クリアにさせていただいて、ベースをそろえて、それから個別の議論に入らせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【司会】

ありがとうございました。ただいまのは、先ほどご説明いただいたワイトさんに対するご質問ということによろしゅうございますか。

【日本貿易保険 小泉】

はい、そうです。

【司会】

ワイトさん、ご質問の趣旨はおわかりになりましたでしょうか。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私がいちいちコメントがあればコメントしてもいいし、あるいは私のほうが質問したいことがあれば質問すればいいということですか。

【司会】

では、もう一度、小泉さんから……。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

国際的な枠組みについて不安をもっているのは当然事実です。国際的な制度はいろいろな問題点がありますから。でも、それだけで私たちはこの提言書を出したというわけではないのです。私の提出したコメントの中にもいろいろ書いてありますけれども、さらに私はそれについて聞きたいことが幾つかあります。

【司会】

今のお答えについてはいかがですか。

【日本貿易保険 小泉】

国際的な枠組みについての不安はありますが、それだけではないというお答えで理解しました。JBIC/NEXIの立場としては、そうはいつでも、この原子力関連が原子力固有の問

題というようにホワイトさんは日本語でも使っているし、ユニークネーチャーというようにもおっしゃっていますので、固有の原子力の特殊性という観点から、JBIC/NEXIの原子力の安全確認に関しては別の枠組みで確認している、国とJBIC/NEXIと一体になって、国のほうでしっかり確認してもらっているという枠組みがございますので、そういった点をご理解をいただいた上でのご議論にさせていただければとまず思います。

【司会】

どうぞ。

【「環境・持続可能社会」研究センター 田辺さん】

2点ほど確認したいのです。

まず、融資、付保を決める前に日本政府が確認しているという話だったのですが、では実際にモニタリングはだれがやっているのかというのが1点目。それから、2点目は、もしそういった日本政府が確認した安全上のポイントに違反した場合に、だれが融資なり付保を停止することができるのか。ローンアグリーメント上、どうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

【司会】

では、NEXI、お願いできますか。どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

今、田辺さんからご質問あった件について、まず1点目のほう、モニタリングの部分なのですが、こちらについては、先ほど申し上げました案件の中で、対象となっているもの自体が先ほど申し上げましたように単体の機器等でございますので、例えば発電所全体のプロジェクトの実施というのは、過去、私どもの保険を利用いただいたもの、ないしはJBICさんのほうでも先ほど実績の報告がありましたけれども、その中ではない、単体の機器輸出ということなものですから、それ自体の中でモニタリングの対象となるようなものが今まではないということです。それで、将来については、今後お客様からこういった形で来るかということなものですから、そこは将来のことですから、今わからない状況です。

それで、實際上、モニタリングはどうかということなのですが、現在のガイドライ

ンの中で一般の環境事項については当然ほかのセクターと共通でございまして、もしそういう対象となる案件がございましたら、例えば一般の排気の部分とか、排水とか、一般の環境問題については当然ほかのセクターと同等の形でのモニタリングというのが実施される。ただ、先ほど、基本的な前提として私どもの基本認識を説明させていただきましたけれども、まず安全の部分については、国のほうでみていただくという形での整理になっています。しかも、国際的な枠組み、IAEA等の中で決まっています原子力安全条約等に基づいて各実施国の政府、規制当局、ないしはプロジェクト実施者がそれぞれ責任をもって管理運営するという形になっていますので、そちらについては実施国の責任で行われると。そのフォローアップ等については、IAEAの原子力安全条約のもとで一定期間ごとに各国のレビュー等が行われていますので、そういったことについて全体の中での国際的な枠組みに基づくルールがきちっと遵守されているかどうかというのは確認ができる形に、国際的な枠組みの中になっていると私ども理解しております。

あと、ローンアグリーメントの関係は、保険契約のほうについての話を申し上げますと、現時点で仮に原子力発電のプラント全体のプロジェクトが出てきた場合には、今のガイドラインのところに適用してみますので、その中で環境影響についてかなり大きいという形で、例えば一定の発電規模を超えているものについてみていきますので、一般の環境の部分については私どものほうでみていく形になります。ただ、安全の部分については、先ほど来申し上げているように、国との関係で整理ができておりますので、そちらのほうの形になります。それで、その安全の部分については国のほうでみている部分と、あとは先ほど申し上げた基本的な発電所の安全等のモニタリングないしは安全管理については当該実施国が責任をもって行っているという形になります。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

安全確認ができないものについては、JBIC/NEXIとして付保はできないし、融資もできないという前提でございます。

それで、もしよろしければ、議論が分散するとあれですので、23番から順番にお話しさ

せていただければと思うのですが。

【司会】

では、満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

ご説明ありがとうございました。今のご説明の中で、私どもがさせていただきました補足資料に掲載してあります4ページ目の6番から10番までと、その次のページの11番から15番までの質問については、まだお答えいただけていないのかなと思っているのですが、中でも9番、10番ですとか、そこら辺についてちょっと情報を教えていただきたいなと思うのです。

【司会】

では、NEXI、お願いします。

【日本貿易保険 丸山】

今のご質問についてですが、私どもとしては先ほどの前段の説明の中で基本的には回答しているつもりでございますが、補足させていただきますと、今ご指摘がございました、例えば6番以降、もしくは11番以降の問題で、経済産業省と私どもの責任の範囲とか、確認のタイミング、項目、手法について問われておりますが、基本的にこれらの確認については経済産業省がやっているという分担になっている、もしくはそれが責任の主体であるという整理でございます。

それから、今、個別のお話にございました、例えば9番、10番の話、謝絶した案件があるか、ないかということでございますが、これは14番、15番ですか、同じように謝絶した案件があるか、ないかみたいなご質問があるかと思うのですけれども、これと同じでございますが、基本的にはないという理解でございます。

以上です。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

ご説明ありがとうございました。2つ確認をさせていただきたいのです。25番のところ
で情報公開に関して何かご回答いただいた際に、EIAは情報公開制度に基づいて公開しま
すというようにおっしゃったのか、ちょっと聞き漏らしてしまったので、もう一度おっし
やっていたいただけますでしょうか。

それと、2点目なのですが、確かにこれはガイドラインの議論だということは承知して
いるのですけれども、理解を促進するために教えていただきたいのです。JBICさん、NEXI
さんが付保、あるいは融資をする際に、安全確保の部分は資源エネルギー庁下の原子力安
全・保安院のほうに確認していると。それで、核拡散については事業者が直接、安全保障
審査課に確認しているという理解でよろしいのですか。どの部分についてどこに確認して
いるのかということ、もうちょっと詳しく教えていただきたいのですけれども、よろし
いでしょうか。

【司会】

お願いします。

【日本貿易保険 丸山】

今ご質問いただきました点について何点かご説明させていただきます。

まず情報公開、EIAの話でございますけれども、私どもの基本的スタンスとして、要は
原子力関連の案件であって、仮に環境ガイドライン上、環境の審査が必要となるような案
件が出れば、それは当然行われてEIAレポートがつくられ、それが公開されるというのは
通常の案件と同じであるという理解でいます。

それから、手続の話。安全確認の手続、それから核不拡散の手続の話かと思えますけれ
ども、安全確認については経済産業省原子力政策課が窓口となって安全確認をしていると
いうことになります。それから、核不拡散の、これは安全保障上の輸出許可の話になりま
すので、これは各事業者が経済産業省に直接許可を求めるという手続をとることになると
思います。

以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

23番、24番とかというような順番を要求されたのだけれども、私はどうしても自分の提出したコメントについてもう少し聞きたいことがありますので、後でその順番に戻って何か残っていることがあればのほうが効率的だという気がするのです。だから、私は特に EIAと情報公開に関する質問をしたいと思います。よろしいでしょうか。

【司会】

よろしゅうございますですか。どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

そうしましたら、いうなれば23番のセクター例示、これはご趣旨に沿うような方向で検討させていただくというお話をしましたし、24番の原子力に求められる要件という点に関しては、この安全確認のところは国のほうでやっているというご説明をしましたということで、むしろ注目点は情報公開の点だということでございますね。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

最初に聞きたいことは情報公開について。それは後に戻るかもしれないけれども。だから、結局、私たちが提出した、まず私はいいたいことがあるのですけれども、丸山さんから丁寧に説明していただいた、読み上げた回答があって、私はそんな早口で聞き取れない部分が当然あります。後で記録を読みますので、既に答えたところはあると思いますけれども。ここで議論するために来たのです。そして、私たちはお互いに意見をいったのはすごくいいことだと思いますけれども、実は、JBIC/NEXIはそんなに自信をもっていると私は信じていないのです。原子力はこれからたくさんプロジェクトが出ると思っているだろう。そして、今まで経験のないようなプロジェクトが出ると思っているだろう。きっと少しは心配しているのではないかと私は思います。既に個別に話したとき、そのことを感じましたので。ただ、このように意見をいって、答えをして、そしてそれで終わりというようなことだったら、この議論から多くの実りが出られると思います。そして、それはガ

イドラインに反映するものもあれば、ガイドラインに反映できないものもあるかもしれないのだけれども、このチャンスを十分活用したほうがいいと思います。だから、私はしつこく追求したいところが幾つかあります。

まず EIA についてですが、核拡散の問題は EIA に入らないだろうと思いますがけれども、私がいったように、放射性廃棄物と安全が入る国があるのです。そして、どこまでそれが入っているかは、国はよって変わってくると思います。そして、まだ制度ができていない国もあるのです。でも、日本の例をすると 原科先生がいらっしゃいましたので、私が間違っていれば原科先生がいつてくださると思いますけれども、たまたま日本ではこういう問題は EIA に入っていないのです。だから環境問題ではないというわけではないのです。これは、どちらかという、もっと重要だから別に扱われているのです。でも、そのためにある国、場合によってその資料が公開されないことがあり得る。そして JBIC は、その国は公開することを義務づけていないから公開を要求しない可能性があるのです。これは今後、皆さんが期待、少なくとも国が期待している多くの原子力プロジェクトの中で出てくる問題なのではないかと思います。

そして、例えばそういう完全に環境社会問題であることについての資料が公開されなければ、ステークホルダーはそれについて議論に参加することはできないのです。そして、そういう資料、そういう情報を公開しないままで JBIC/NEXI は融資するのか、私はまず聞きたいと思います。だから、今までの私が主張したことと、丸山さんが丁寧に答えてきたことがあるのだけれども、もう少し柔軟に、私の今の質問に対して本当にどう思っているのか、ぜひ聞きたいと思います。そして、私が完全に誤解していれば、ぜひ原科先生にそれをいつていただきたいと思うのだけれども。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

安全確認の作業の中で、実施国が条約に加盟して、国際的な枠組みの中で制度を整えているかどうかということ、これは正確には原子力政策課のほうにもお尋ねいただきたいと思いますが、そういった内容を確認しているものと私どもは理解して、それが現地の制度が十分であるかどうかという点につきましては、残念ながら私どもが判

断できる状況にはないと。判断できる立場にはない。JBIC/NEXIとして安全確認をするという仕組みにはなっていないというのが実態でございます。

【司会】

どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

私の名前が出てきたので一言申し上げます。

なかなか伺えなかったのですが、きょうは審査会のことを議論すると聞いたものですか
ら伺いました。今、新JICAのほうの有識者会議もやっています、そちらの座長を務めて
おります。前にもお話ししましたが、JBIC、JICA、それぞれのガイドラインづくりに
ずっとお付き合いしてきましたので、大変気になっておりました、今のお話で、先ほど
安全性を確保できなければ融資しないとおっしゃいましたよね。だから、安全性の確保と
いうことをどう定義するかなのですけれども、十分確認できる情報を得ないで確保したと
いっていいのかどうか、これはお聞きして大変心配になりました。日本国内は原子力の管
理は世界で最高水準にしていると思います。しかし、その日本国内でも事故隠しが物す
ごいあったでしょう。去年の初めのころかな、1万件です。これは皆さんもご存じだと思
います。去年の今ごろ報道されましたね。それで連日大騒ぎになりました。それで電力会
社もそれに対してずっと対応してきました。そういうことがあったので、いろいろな発電
所がとまりました。だから、日本国内でさえ、きちんとした情報確認をしないと、本当に
安全性が確保できたかわからないのです。ましてや、途上国の場合、今おっしゃったよう
にシステムがはっきりわからない状況で、安全確保できているといえるかどうか。私はこ
れが本当に心配です。

もし安全確保できない、十分情報を得ないで、これは日本国が行うことですから、そう
いったことを入手したりした場合には、恐らくこれは国民からみたら当然、とんでもない
ことになりますよね。そういうことにならないようにするのがJBIC/NEXIのお仕事だと思
います。だから、その辺は安全確保をどうやってやられるか、確認をどうやってやるか。
特にJBICの場合、確認という作業がありますので、だから審査会が大事なのですけれど、
確認という場合には透明性が一番大事なのです。だから、私が確認しましたといったら、
それを第三者がチェックできないと確認にならないです。基本的にはクロスチェックする

という考え方なのです。そういう意味で、例えば原子力の場合に、ではどのようにしてそれを確認されるのか。これをぜひお聞きしたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

済みません。私の申し上げた言葉がストレートに伝わっていなかったのかなとも思うのですが、原子力の安全にかかわる確認作業は、JBIC/NEXIの融資、付保案件については日本の枠組みの中では経済産業省がやっているという意味でございまして、安全であることの確認ができたという前提でもって我々は動いているということでございます。

【司会】

どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

今のそのお答えになると思いましたけれども、だからそれが私は問題だと思うのです。というのは、国のいろいろやっていることで間違いはいっぱいあります。一番よくわかりますのが社会保険庁。国がやっているから安全だと何十年やってきて、とんでもないことになっているでしょう。だから、やはり第三者チェックという機構がすごく大事なのです。日本の社会システム全体の問題なのですけれどもね。

そういう意味で、例えばJBICの私がおつき合いしてつくったガイドラインでは、チェックができるように異議申し立て制度をつくったのです。そのようなことを工夫しました。ただ、あのときも審査会をつくることで随分議論したのです。ほとんど審査会をつくるような議論になりましたけれども、まだ経験がないのであのときは見送ったのです。でも、今はJICAでは既にもっています。JICAはJBICの後に新しいガイドラインをつくりましたので、審査会を設けました。審査会の経験がありまして、やはりあることが大変効果的だと私はわかりました。だから、そのようなことで、いかにしてそれを確認するか。確認をきちっとするための工夫をぜひお願いしたいと思います。だから、相手の政府がやっているから、それはそうなれば本当にいいことなのですよ。でも、現実はどうではないことがい

っぱいありますから、そこはやっぱりきちっとしていただかないと困ります。

もしそれが不明確であれば、むしろ融資対象にしないということをこれから新JBICがやるべきです。融資対象にすることを考えるのだったら、いかにして国民に対して説明責任を果たすか、その工夫をしてください。それがなかったら、恐らくこれは国会の審議で明らかにペケが出ますよ。国会はこの件に関してはシビアですからね。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

皆さん、ご意見ありがとうございます。ですから、私たちは先ほどきちんとこの点を明らかにしてほしいと申したのに、こう入ったから議論が蛇行している。この件でご意見を並べている皆さんのところで、論点の何番からやるのだということをもう一度整理をしてほしい。1つの論点をやっているときに飛ばない。23から始めなくてもいいけれども、25番をやりたいのだったら25番の議論に撤する。仮に国の制度の問題をいうのであれば、そこを最初にもう少しはっきり説明してほしい。

私たちは国の制度、あるいはIAEAの制度というものを所与の前提として、国際的にこれでチェルノブイリ以降、あるいはそれ以前から機能しているという前提のもとにお話をしている。それは所与の前提ですし、私どもがどうのこうの、この場で論じることではないと申した。

そこに対して非常に懐疑的であるということをワイトさんはいっている。具体的には、追加の資料の1ページ目で、例えば とか といったところは、そうだご認識なのだ。でも、それは客観的な事実として、なぜこうなったのですかということの説明してほしいといったけれども、早く話したいことがあるというから移した。でも、もう一回、原科先生から、そうしたところを懐疑的にご認識されているというご発言があった。ここで回ってしまうと、私どもは答弁もできませんし、国の制度のところですから環境ガイドラインとは関係のない話になりますから、もう一度、何の論点からどういう点を話したいのか、少し相談されたらどうですか。何番からやりたいのかということをもう一度教えてください。25番をやりたいのですか。23番にするのですか。原科先生のご質問は26番です。

【司会】

はい。

【東京工業大学 原科さん】

国の制度の話をしているのではないのです。これは本当に確認できるかどうか、その前提が正しいかどうかをまずここできちんと認識しましょうと私は申し上げたのです。そうすると、現実にそういったことでうまくいっていないものがあるわけですから、新しい手だてを講じない限りだめでしょう。ですから、まさにガイドラインに直接の問題なのです。ガイドラインの中でどうやってそれを確認するか。その仕組みをつくるかです。そのことを申し上げているわけです。だから、国の制度の話では全然ないです。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

申しわけございません。議論をどこからやっていくかというのをやはり明確にしていけないと、議論があちこち飛ぶような感じがしますので、まず25番の情報公開、このところが関心事項ということでございましたので、そこから、済みません、まずそれでやらせていただくということでよろしゅうございますか。

【司会】

先ほどから手を挙げていらっしゃるようですので、どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

きょうの話を全体にいうと、要するに、JBIC/NEXIは独自の判断力をもっていないと。国のその他のことについては、それをいろいろ判断する当事者能力がないのだ。だから、例えば経産省とかそういうところのいうとおりやるのだ。それ以外のことは、ここはそういうことを論争する場ではないと。そのようにはっきりおっしゃったと思うので、ですから、原科先生とは温度差が大分あるのですけれども、今までのお話はそういうことではないのですか。要するに、簡単にいえば当事者能力がないと。国の方針に従って忠実にや

っているのだ。だから、そういう言葉は使いませんでしたけれども、つべこべいうなということではないのですか。きょうの話は。ですから、そこへ原科先生が出てくると、迷惑すると思うのですけれども。

つまり、原科先生はそういうこととは別に、国の基準や何かとは無関係に、正当性のあることについては考えるといっているわけですよ。私は環境影響評価に10年ほどなりますけれども、入ったのは原科先生の講義を聞いて、私にとって原科先生は神様みたいなものです。ですから、そのところはやはり違うのです。事実在即して、今の基準がいいとか悪いとかということではなくて、融資のことや何かについて客観的な判断をしろといっているわけです。ところが、JBIC/NEXIはそうではないと。自分たちは独自の判断力をもっていないと。だから、基準になるやつをどこからか引っ張ってきてやるから、余計なことをいうなということではないのでしょうか。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

どうもありがとうございます。口幅ったいですが、おっしゃるとおりでございます。私どもの行動基準は、国の枠組みが機能しているという中でやっているということでございます。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私は25番から始めたいといったのですけれども、25番についての質問をしたと思います。ほかに全体についてのコメントも含めていたと思いますけれども、小泉さんの答えの中で、私が本当に聞きたいことに対する答えはなかったのです。ステークホルダーはどのようにこれにかかわるかということ。透明性について私は聞いています。だから、JBICがそういう資料、そういう文書を公開させなければ、ステークホルダーが議論にかかわることはできないのではないですかということ。そして、安全と放射性廃棄物処分・処理についての

文書を公開するように、どんな手段をとるのかということを知りたいのです。それは今、国の安全審査について聞いているのではなくて、その基本的な文書の公開について聞いています。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

ありがとうございます。先ほどワイトさんからご質問があった件については、先ほど私どものほうでご説明したものと共通なのですが、IAEA等の原子力安全条約に基づいて各国が、実際の発電事業を行っている国が一元的に責任をもってやるということが条約上、もう国際的な枠組みの中で決まっておりますので、その枠の中で対応していただくということでの判断になります。あと、その部分は、国のほうのということでございます。

【司会】

どうぞ。

【原子力資料情報室 西尾さん】

この間の議論につき合っていないのでちょっと……。今、ワイトさんがいっているのは単純な話で、EIAの中で日本の場合、原子力そのものの安全性にかかわることといえば、原子炉の設置許可の申請書、その添付書類とか、設計工事認可の書類とか、そういったところに出てくるので、環境影響評価書だけでは肝心なことが書いていないのだけれども、では肝心なことについてはどういう形で公開されるのですかという、質問としては単純なことを聞いているので、お答えはちょっとずれているかなと思うのです。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

理解いたしました。原子力がやはり特殊だということが一番ベースにありまして、情報

公開につきましても、この原子力については他の環境ガイドライン、環境社会配慮と同一次元では語れないのだろうなというようなベース、そういう枠組みになっているということでございます。したがって、原子力の安全性に関する情報については、その審査自体を JBIC/NEXI が自分で行っている枠組みになってはいないものですから、それについて JBIC/NEXI が情報を開示するという形もちょっとできない、不可能だということでございます。

【司会】

では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

フィリップさん、何かちょっと怪訝そうな顔をされていたので、小泉さんがおっしゃりたいことと多分言葉は同じなのだと思うのですが、できるだけわかりやすく、でも誤解をされるかもしれないと思いながら、できるだけわかりやすくお話しします。

私どもは、EIAは当然公開します。しかも、それは基本的な前提は、現地で公開されていること。それで私どもも、私どものチャンネルとか、それこそこれは情報公開の話になりますけれども、私どものウェブにアップしてとか、あるいはリンクを張って、現地で公開されているものを公開します。EIAに安全性の確認等々の情報が書かれていない場合。アメリカの場合でしたら、これはすべてガラス張りですから、もうだれがいわなくても公開されているので、だれでもそのアップされているところにみに行けばいいということです。

では、JBIC/NEXIはそういうケースにおいてどうしますかといったときに、私どももリンクを張ったり、あるいはウェブに公開したりということをするかどうかということですね。これは、やってもいいのですけれども、私どもはそれに対してご質問を受けても、何も答える、それこそさっきの先生の話ではないですけれども、私どもは能力を与えられていないのです。私はこういうことをいうのは、はっきりいって、じくじたる思いなのです。庭先を掃くというような感じに皆様方に思われてしまうので個人的には本当にじくじたる思いなのですけれども、でも、今の制度でいけば、あるいは私どもは政府系機関なので、今の制度は安全性の確認はお国がされるということからすれば、安全性の情報について外で何か情報があって、それを私どものチャンネルでもってリンクを張って公開するとかいうことをやっても、当事者能力がないわけですから、余り意味をなさないだろうとい

うことなのです。

さらに問題は、これから本当にあるかどうかわかりませんが、現地の国のほうで、アメリカのような国ではなくて、そのほかの国で、仮にですよ、安全性の情報について仮に EIAと別の書類だったとき、しかも安全性の部分については公開しませんと現地国側がいったとき、どうするのか。それは、私どもはそこをひっくり返してまで私どものチャンネルなりなんなりで公開せよとは申し上げられないです。

よろしいでしょうか。つまり結論から申し上げますと、安全性に関するものが EIAと別になっていて、情報があって、それが公開されていようが公開されてなかりうが、私どものチャンネルを通じて公開するということは意味がないので、やれませんが、やりませんが、基本的にはそういうことだと申し上げているわけです。

【司会】

ワイトさん、あるいは、では、西尾さん、どうぞ。

【原子力資料情報室 西尾さん】

済みません。私、個人的に時間がないので、もう出てしまうのですが、要するにそういうお話を聞いていると、ある意味で逆に原科先生のおっしゃったことに戻って、そういう形のものに輸出信用をつけていいのですかという話にむしろなるのではないかと思いますけれども、ごめんなさい、ちょっと用事があって出てまいります。ですから、つまり、国がやっていますといっているけれども、国がやっている安全確認の中身は、この中にも書いてありますが、私たちの目からみれば本当の意味での確認には全然なっていないわけです。でも、それしかもうやりようがないということだとしたら、それしかやりようがないもので保険をつけたり、あるいは融資をしたりしていいのでしょうかとなるのですけれども、そういうことをここで議論していいかわからないので、済みません、そこだけ行って私は帰ります。ごめんなさい。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

まさしく核心のお話だと思っています。お帰りになる前に。安全性の確認のところについては、私どもが庭先を掃いているのではなくて、政府のほうが全面的に責任をもってやるとおっしゃっています。その中身がどうかということについても、政府のほうで責任をもって対応されるということでしたので、政府のほうで安全性の確認がちゃんと出るものであれば、それは私どもは政府系機関として所与のものとして、ほかの環境社会配慮の確認のところはやっていきますけれども、その上で実務をやっていくしかないということでございます。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

それで、公開する意味があるかどうか。それは、JBICが答えられるかどうかという問題だけではなくて、ステークホルダーがプロセスに参加できるかどうかということについての非常に重要な意味をもっているのです。そして、私は最初にいったのですけれども、アメリカの輸出入銀行に書いてあるように、安全問題は環境問題なのです。放射性廃棄物の問題は環境問題です。それで、ある国、例えば中国といえ、インドネシアとかベトナムとか、非常にありそうな話なのです。そういう資料、最低限の資料しか出さないのだけれども、たまたま安全についての別の制度があるから EIAに入っていないのですが、それでその情報が公開されないことによって、環境影響評価にとって一番重要なポイントがその住民に伝わらない、公開されない。

だから、私がコメントに書いたのは、EIAとその申請、日本でいえば設置申請許可とかは同等のものだということをJBICとNEXIに受け入れていただきたいと思います。そして、同じように扱ってください。ほかの資料は、ほかの主要な文書、そのように扱っていかなくても、少なくとも原子力は特殊な問題で、特殊な問題であるからこそ、分けられているのです。それはただの……何ですか、日本語でいえない。だから、結局、なぜ24から始めないかということ、私の目的は、25が一番重要なのです。25を何よりも目指しているのです。その25を確保するために24が必要なのです。23が必要なのです。それを認めていただけないのか。

【司会】

稲川さん、どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

ワイトさんの伝えたいことというのはわかるのです。幾つかちょっと切り分けて考えたほうがよいと思います。

まず1つは、ステークホルダーとワイトさんがおっしゃっているのは、一義的には、インドネシアならインドネシア、中国なら中国の国民というか地域の人だと。私たちの言葉でいう、環境ガイドラインでいうステークホルダーは一義的には地域の方でございますから、そういう意味だと理解しますと、当該国で原子力に関する文書が公開されているかどうかはその国の判断だと思います。例えば日本では、ワイトさんの資料の2ページ目に書いてあるとおり、EIAと設置許可申請書は別の文書で、別のプロセスで承認されますが、いずれも公開されています。よその国においても、EIAと一緒にあればEIAとともに公開されるでしょうし、EIAと別にされている場合でも、その文書が公開される場合であれば、それは公開されている。つまり、JBIC/NEXIが何もしゃかりきになって全部公開しなくても、その国で公開されている場合もあるわけですから、そこはまず分けて考えなければいけない。

ただし、この補足資料のペーパーでは1ページ目の で書いてあるとおり、原子力は他の分野より政治的な問題と絡んでいる。核兵器と安全保障との関係があるため、透明度の低いプロセスで計画が進められており、秘密で隠されているというようなくだりがある、何を根拠にしているのか、私たちはちゃんと説明してほしいけれども、そこはスキップされている。そういう認識のもとに入るから、あたかも原子力に関する資料が一切公開されていないかのようになっているけれども、実際には公開されているものは公開されている。当該国の中で公開されていない国もあるかもしれませんが、されている国もあるということがまず1点目。

もう1つは、あくまでこれは、皆さんがよく使う言葉でいう説明責任ということでは、まさに当事者、その審査を行う者が説明責任を日本国民に負うのであって、私たちのほうはEIAのパートをみるわけですから、JBIC/NEXIはEIAについては公開させていただくと。日本国民に対する説明責任を当事者として果たしているということでございます。

その中で、では、安全審査のところは国にみていただきますので、国の中でやっていく。

ただし、今までちょっと逆っぽい説明をしているのですけれども、あくまで私どものところに至っているというのは、私どもが国の制度の中に組み込まれている。IAEAの国際的な枠組みがあって、日本国は日本国の国で決められている原子力に関する、原子力は特別であるから、わざわざつくった安全審査の制度がある。それを通じて、輸出に関する融資なり保険付保を行っている JBIC/NEXIの環境ガイドラインに基づく環境審査がそこに組み込まれているということですので、JBIC/NEXIがすべてを行うということではないと。

その問題については、情報公開ではどういうやり方があるのかと。いろいろなお考え方がるのであれば、その点は国の制度という枠組みの中で考えていくものであって、そこを当事者でない JBIC/NEXIの制度に組み込むということは、私どもが政府系機関である限りあり得ない。国の所与の制度の中で動いているときに、政府系機関が一方向的に情報公開を行うということはない。あるべきだというご意見はあるのでしようけれども、それを私たちと論じても、そこに解はないのだと思います。ご意見としては承るのですけれども、今幾つかの枠組みを説明した中で、さらにご意見があればいただきたいと思います。

【司会】

ありがとうございました。ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

満足しているというわけではないのだけれども、その議論を続ける実りは余りみえないかもしれない。でも、政府の枠組みについて、私は1つの重要なポイントをここに書いたのだけれども、現在の環境ガイドラインを満たしていない制度になっています。実施主体の能力をだれが確認していますか。資源エネルギー庁はやっていないと電話で私に伝えましたけれども、それはJBICがやらなくてはならないのです。実施主体のここに書いてある、並んでいることを確認するのは、資源エネルギー庁がやっていなければ、少なくともそれは JBIC/NEXIに残るよね。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

今、実施主体の能力とおっしゃっているのは、安全性確認とか、核廃棄物とかそういうものを処理する能力という意味ですよね。環境ガイドラインに私どものほうで書いてある資金調達とか、そういったところの会社としての能力については、当然私どもは確認いたしますので、そういったところは私どもの知見で確認します。そこはいいですね。ですから、ワイトさんが問題にされているところは、安全性の確認とかそういったところの能力ということですよ。

【司会】

どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

さっきいったように、その実施主体がプロジェクトを実施する能力の中で、環境を守る能力、そして私が前にいったように、安全性がなければ環境を守る能力がないのです。その環境を守る能力があるかどうか確認するのはJBICにあるのです。

【司会】

JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

余りここの非常に各論中の各論のところではスタックしたくないのですが、おわかりいただけていると思いますが、いわゆるプロジェクトを実施する能力、さらには環境社会配慮の能力、それは環境社会配慮の中の多分、一重要要素とおっしゃる安全性のところを除いて、あるいは今回ご指摘いただいている、原子力の固有という単語を使っておられますけれども、そこの部分を除いて、私どもは実施主体の実施能力というのは確認いたします。

安全性の部分については、先ほど申し上げているように、ここを責任をもって対応されるのは政府だということなのです。ですから、実態的にどうのこうのという視点もおありになるかもしれませんが、一応私どもの中で守備範囲ということであれば、ここは明確に切り分けられています。私どもは私どもの守備範囲をちゃんと実行いたします。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

実は私もこの補足ペーパーに連名させていただいているのですが、やはり原子力固有の問題というのは非常に深い問題で、私は実は専門でも何でもありません。ただ、これは環境団体の職員というよりかは、1人の国民として連名させていただいたという、ちょっとオーバーな説明で申しわけないのですが、やはり一般的にみて、原子力政策の推進に賛成であろうが反対であろうが、最大限の注意を払わなくてはならないということでは、恐らくここにいる方は同感されているのかなと思っております。その点で違いは多分ないと思っています。

ただ、非常に厄介なのは、やはり原子力固有の仕組みというのがありまして、それが必ずしも私どもも今まで情報をもっていなかった部分もあるわけなのです。そこら辺をお聞きしながら議論を進めなくてはならないということが、非常に難しいなと感じているところではあります。

それで、議論の進め方なのですが、もう既に5時半ではありますが、続けるのであれば……（「私も次の予定が入っているんで、議論はこれでとめてもらいたい。帰っちゃうと参加できないでしょう。フェアじゃないから」の声あり（東京工業大学 原科さん））、稲川さんが先ほどからおっしゃっているとおり、やはり一つ一つの論点を議論したほうが実りがあるかなと思っておりまして、今、EIAの公開の関係の話と確認の内容の話がちょっと入りまじっているかなと思っているので、とりあえずは論点の25ですか、そのところに絞って議論しませんかのご提案したいと思います。

【司会】

NEXI、どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

おっしゃるとおりです。済みません、私の議論の進め方のかじとりがうまくない部分もあったと思いますけれども、25については先ほどホワイトさんからコメントがあって、一人議論は終了したかというように理解しました。それで、24につきましては、先ほど来の

話で、政府系の金融機関として国の枠組みの中で JBIC/NEXIが働いているという私どもの枠組みをご理解いただきまして、安全性の確認というところ以外で環境ガイドラインの中で対応すべきところがあるかどうかという観点でご審議いただければと思いますが。

【司会】

神崎さん、どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

25の情報公開の部分について1つ、ご提案というほどのことでもないのですけれども、先ほど満田さんがおっしゃったように、原子力についてはみんな細心の注意を払う必要があるということは認識していると思いますし、JBIC自身が確認できるかどうかということは置いておいたとしても、環境社会影響と密接に関係しているということは認めざるを得ない事実だと思うのです。では、JBIC自身が、EIA以外の安全管理などの情報が書かれている文書が別にあったとした場合に、それを公開できるかどうかということについては、先ほど藤平さんがそれは意味をなさないとおっしゃいましたけれども、意味をなさなくはないと思います。公開されているような場合に、JBIC自身に問い合わせをされても確かに答えられないという前提ではあったとしても、やはり環境社会影響上、重要な文書という認識に立って、公開ができる場合についてはぜひ公開していただきたいと思いますし、もしそれができないのであれば、せめてEIA以外に、安全管理、核拡散の防止、この3つのポイントが書かれている文書というのは、確認能力というようなことは関係ない事実として、公開されているかどうかということを確認して情報提供する、あるいはその文書がどういう名前で公開されているかということを確認して情報提供いただくというだけでも、随分違うのではないかと思います。

私はやはり、情報をできれば多く出すということがまず第一歩だと考えていますので、これはできないというよりも、別の方法を考えて、できることをやるというほうが生産的なのではないかと思います。

【司会】

お答えをどうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

議論が戻ってしまいまして、JBIC/NEXIが審査している、みている情報を公開するというのがやはり前提にならざるを得ないわけですし、みていなくてもやはり公開すべきものは公開したほうが良いという種のご提言は、済みません、ご提言者からJBIC/NEXIがどう対応したらいいのかというのをご説明いただく、あるいはご提案いただくというのがこのガイドライン・コンサルテーションの趣旨でございまして、そういった具体的なお提案でないと、やはり議論が空転してしまうと思いますので、そういったご提案の仕方ということでお願いできればと思います。

それから、先ほど原科先生からお時間の話がございましたけれども、5時半ということが前提ではあったのですが、議論がまだございますので、もうしばらくこの場は続けさせていただくとして、できましたらご発言、ご懸念おありの第三者審議会のところということで、したがって、25番は一たん終了したということによろしゅうございますか。

【司会】

どうぞ。

【東京工業大学 原科さん】

私は6時から予定が入ってしまっていて、そういう人がいっぱいいるでしょう。私、日本のこういう計画分野の学会の会長をやっているのです。それで、学会の運営の重要な会議があるのでこれから新橋へ行かなければいけないのです。だから、どうしようもないのです。あと20分しかないからね。だから別に帰りたいのではなくて、やむを得ないのです。5時半までだということで可能だったので伺ったのですよね。そうすると、これは情報へのアクセシビリティの問題がありまして、どんどん延長して議論された場合に、私は議論についていけないでしょう。だから、それはフェアネスを考えると、5時半と約束して余り延長するのはいかがかと思います。もう10分ぐらい延長していますよね。私は、本当に情報公開を徹底してやっていかれるとおっしゃるのだったら、情報へのアクセスもオープンにさせていただかないと困るなと思ったので、これで打ち切っていただきたいと申し上げたのです。これは大事なことですよ。私は新JICAの有識者会議のチェアをずっとしてきましたけれども、ほぼ時間どおり終えています。そうしないとフェアではないと思います。これは大変重要なことですよ。だから、10分や20分は誤差の範囲でしょうけれども、そんなど

んどん延長するのは私はいかがかと思います。

ですから、私はこれで失礼しなければいけないので、本当に残念なのです。大変大事なことで、皆さんいい議論をしておられるので参加したいのですが、そのようなことでやむを得ず退出します。

【司会】

では、どうぞ。

【 FoE Japan 神崎さん】

済みません、原科先生から時間の指摘をいただいた直後に、また話を戻すのは恐縮なのですが、私の議論の2点目については、かなり JBIC/NEXIができそうな範囲の具体的なご提案だったと私は思うのですけれども、そこについては何かしらの反応もいただけないのですが。

【司会】

では、JBIC、どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

神崎さんがおっしゃっていることというのは、正直、ぼやっとしているところはあるのですけれども、おっしゃりたいことは大体私なりにつかんだつもりなのです。つまり、ほかと同じようにリンクを張ってとか、ウェブで公開してというようなことで、ほかと差別化しないような格好でやってしまうと といっても、私どもが公開するものも、すべて私どもが全面的に中身まで責任が負えるかどうかという能力の問題ももちろんあるわけです。例えば EIAにしたってですね。ではあるものの、私どもは問い合わせを受けたら答えなければいけないという責務をもっているもの、それは公開しようということなのです。他方、安全性確認に関するような書類については、私どもはそもそも、何かいただいても答えられる権能がない、もっというと責務もないというような感じになってしまっている中で、そういうものを公開しますかという問題点です。

ですから、ほかのものと同等の公開の仕方ではないと。あるいは、公開はしないけれども、何か情報を提供するのだみたいな、そんな話だと思うのですけれども、そのようなも

のというのはあり得るかなとは思いますが。本当に私どもが、いわば政府がやっていることとダブらないということとか、できないことをできるかのようにみせるということにならないとか、そのような視点で考えていく、そのための1つの案だとは思っています。ですから、前向きにとらえると申し上げているわけではありませんけれども、考えるということはあるだろうと思っています。

もう1つ、これは仮定の話なのですが、仮に私が日本のメーカーさんでどこかに輸出をしますといったときに、相手国が公開を全面的にしないというような国だったときに、ううん……かなと思っているところはあって、今は少なくとも輸出ビジネスのところにおいて、今ですよ、これからの話は別ですけれども、そこら辺の情報が何ら公開されていないというものはないのではないかと考えていまして、若干仮定の話なのかなという気がしています。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

今、藤平さんから説明があった部分についてちょっとつけ足しなのですが、今、藤平さんから話があった部分というのは、あくまで安全の部分は当然国、ないしは国際的なルールのもとでやっているということを前提ですので、私どものほうでできる範囲が、例えば安全の部分に私どもが全く責任がもてない部分について、どこまでこれが公開されているかどうかというところは当然限界がありますので、そこまでは結局、責任を当然負えない部分であります。少なくとも一般の環境の範囲のところ、私どものほうが国との間で役割分担がある部分で、私どものほうの範囲の中で出ているものについての範疇には当然なっ
ていきますので。

【司会】

先ほど時間の議論があったからというわけでもございません。いつも申し上げさせていただいています。もう時間を15分過ぎておりますので、きょうのところは収束させるような形で議論をお願いできればと思いますが、済みません。どうぞ、小泉さん。

【日本貿易保険 小泉】

済みません。そうしましたら、今、司会者の方のご発言もございましたので、まだ十分に議論できていないという感じが残っていらっしゃる部分がどこかということですが、審査会のところ、26番あたりでしょうか。ほかに、限られた時間の中で、いや、ここを話したいというところがあればそちらということもありますが、23番はガイドライン改訂、ご趣旨に沿う方向で検討するということでお話ししましたので、これはよろしいかなと思ひまして、24番は、安全確認というところは国全体の枠組みの中でやっているけれども、それ以外のところで、それを例えば仮に所与とした場合に、JBIC/NEXIとしてそのほかにやるべきところ、ガイドラインで改訂していくべきところというのがあれば、ご指摘いただきたいと思ひますけれども、今のところのご議論は、安全確認の今の制度そのものの是非というふうなお話を中心だったかと思ひます。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私は23番について特にいいたいことはないのですが、ほかの方はどうかわかりませんが、24番に関係するかどうかわかりませんが、24番かなと思ひますけれども、だから、こういう国の制度がある。私はまず、JBIC/NEXIの答えに今まで全然満足していないのですけれども、それで終わることになれば、その別の制度があるということ、そしてその制度はどのようになっているか、これはJBIC/NEXIが融資しているプロジェクトであれば、その制度、その別の枠組みもあるということは何らかの形でステークホルダーに知らせるべきだと思ひます。コメントにもそういうことを書いてありますけれども、安全性についてこの機関が確認しています、放射性廃棄物はこの機関が確認しています、そして核不拡散はこの機関が確認しています、少なくともそれを知らせないと、そのプロジェクトについての日本政府の確認は伝わっていないので、大きな問題だと思ひます。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

ワイトさん、ありがとうございます。今のご発言は非常に意味のあるご発言だったと思いますので、今のご発言については私どものほうで具体的な提案として伺って、こちらのほうで今後そういう意見について取り扱っていきたいと考えております。

【司会】

どうぞ。

【日本環境影響評価学会 風間さん】

きょう、私は非常によかったと思うのは、やはりできないこととできることとありまして、JBICのできることは非常に少ないのだということをはっきりさせたことは私はよかったと思うのです。JBICは実は余り残っていないのですけれども特殊法人で、公務員には公務員の裁量権というのがあって、担当者はそれなりに決定権があるわけです。しかし、特殊法人の場合には全く裁量権はないと考えていいと思うのです。あたかも、いろいろなことをいってくると、それを聞けるようなイメージをもたせたということは、私はまずいと思うのです。きょうは、できない、当事者能力がないということをはっきりおっしゃったわけで、これは非常によかったと思うのです。ですから、そのところをワイトさんなども理解していただきたいのですが、日本はそういう意味では民主国ではないのです。交渉しても動くものではないのです。組織はステークホルダーのためにあるのではないのです。JBICは国のお金を使って企業を助けるための組織なのです。ですから、そのことをちゃんと理解しないと、時間ばかり無駄になると思うのです。

ですから、JBICの方は、これはできないということをはっきりいうべきだと私は思うのです。私は初めからできないと思っていましたけれどもね。だから、一番大事なことはやはり時間なのです。できることとできないことがあるということ。それで、公務員には裁量権があって自分が決められるけれども、特殊法人には裁量権はほとんどないのだということをややはり皆さん理解していただいて、それからJBICはステークホルダーのためではなくて、企業をバックアップするためにあるのだ。例えばよくいわれるのですけれども、ワールドバンク、世界銀行は10%とか3%とか債券を出して、市場を通じてお金を集めているわけ。ですから、いろいろな悪いことをいわれると困るのです。しかし、JBICは全然そういうことではないのです。国のお金で堂々とやっていますから。ですから、できないこと

はできないと初めからいえば。つまり当事者能力はないと。当事者ではないのですから、いわれたことをやるだけですから、当事者ではない。決定権はないのだということをはっきりいえば、時間が無駄にならなくて済むと。

それから、NGOの方などがイリュージョンをもって、自分たちがいけば、プレッシャーをかけてステークホルダーを連れていけば何とかなると。それはイリュージョンなのです。特殊法人については絶対にそういうことはないのです。ですから、そういうできることとできないことをはっきりさせて、無駄な時間を使わないでいただきたいと私は思います。失礼しました。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

極力無駄な時間を使わないようにやらせていただきたいと思います。

それでは、23から25というのは議論をしたということで終わらせていただいてよろしゅうございますね。

【司会】

どうぞ。

【ヒューマンライツ・ナウ 鈴木さん】

済みません、議論を締めようとするときに1点だけ言わせていただきます。

安全確認の部分は国がやるということになって、そこに出ているということで、JBICとしてはその部分はタッチしないということなので、そのことの是非自体は別にここで議論することではないので置いておいて、その安全確認の内容の振り分けなのです。補足資料にも出てくる原子力資機材輸出の公的信用付与における安全確保等に関する配慮の確認についてという事務手続のペーパーそのものを私も持っているのですが、これをみると、安全確認の項目としては、相手国の地域の安全規制の体制というのと、安全確保のために整備されている国際取り決めを守っているかどうかということと、輸出する機器等の製造者がアフターサービスをやっていくか、この3点について確認するというようになってい

るのです。

通常の、例えば普通のプラントとか発電所の安全確認ということであるとすると、そのプラントそのものが安全かどうかとか、事故時はどういう対応をするのかとか、そのようなことが出てくると思うのです。原子力の特殊な安全性といっても、安全確認でも国の制度がどうかとかそういったことに結構限られているのです。ですので、次の3項目について行うこと以外の、原子力固有の安全性というのはどうなるのだろうかというのが、今までの議論を聞いていて疑問に思っていたところです。

以上です。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 青砥】

ありがとうございます。今、鈴木さんからご指摘があった点については、私ども最初に説明させていただきましたように、国の安全確認の制度の内容にかかわる話でございます。こちらのコンサルテーションの場は、私どもとJBICさんの環境ガイドラインの議論の場ということです。そこについては所与の制度として違うということは冒頭ご説明させていただいたとおりでございますので、その部分についての議論は控えさせていただきたいと考えております。

なお、先ほど来、風間さんからもご指摘あったように、時間的な問題もございますし、国と私どもJBICとNEXIでできると範囲のところについては、私どものほうで冒頭何度か繰り返してご説明させていただいているとおりでございます。

あと、論点の26がまだ議論されていないのですが、こちらについても、制度的には、国と私ども JBIC/NEXIとの、現在ある国のほうの所与の制度に基づいた形で整理されている部分でございます。ご提案になっている第三者の審査会の部分については安全等にかかわる部分でございますので、論点の14と同様でございます。ここの議論の場では私どもとしては改訂とかそういう認識には至っていないということは最初にご説明したとおりでございます。もしよろしければ、その部分で事実関係等で何か追加のご提案とかご意見があれば伺うということで、基本的には論点26についても、この場で議論する安全の部分についてはちょっと議論が違う。ただ、一般的な審査会等については、項目14と同様の見解

になるかと思えます。もしよろしければ、26の部分がまだ議論されていないので、特段そこについて追加的なご意見があればということで。

【司会】

満田さん、どうぞ。

【地球・人間環境フォーラム 満田さん】

整理をしていただきまして、ありがとうございました。ただ、余りこういうことをいうと稲川さんとか藤平さんに怒られてしまうかもしれないのですが、ちょっと私的にはまだ論点25の議論を尽くしたとは何となく感じられないところもあるのです。ただ、今のような調子で整理しないまま、何となくの意見をぶつけ合っている、何ら発展もしないかもしれないので、もしよろしければの話なのですが、きょうは一たん議論を打ち切って、次回に持ち越すというご提案は可能でしょうか。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 小泉】

これは、ほかの論点でも過去のコンサルテーションで同じように扱わせていただいたとあり、ある程度項目の多い論点だと思って時間をとって議論させていただいてまいりましたので、次回で再度議論はしないということをお願いいたします。

ただ、この議論は十分踏まえまして、今度は改訂の方向性というところで私どもの意見をもう一度紙にまとめる予定でございます。そのときに本論点についても必要に応じて議論する可能性はあるということにさせていただきたいと思えます。本日の議論について追加的なコメントがございましたら、恐縮ですが、ペーパーに書いて、また私どもが改訂の方向性をまとめる前の段階でちょうどできればと思えます。そのペーパーの期間は、例えば2週間ぐらいのスケジュールで追加的なご意見をちょうどできればと思えます。ただ、きょうの議論を振り返っていただいて、国の制度のよしあしを議論することとしてもまた議論がぶり返しになりますので、本日の議論とは違った切り口からのご意見というのがありましたら、ちょうどできればと思えます。

【司会】

ワイトさん、どうぞ。

【原子力資料情報室 ワイトさん】

私はきょう、これ以上この中身について議論しません。最後に印象だけいいたいと思いますけれども、私が2つの多分獲得できたかもしれないというような点があって、それはすごくうれしいのです。青砥さんが制度についてちょっと説明する可能性があるというようなことをいったと思います。そして神崎さんに対する反応に少し柔軟性を感じたのですが、それだけでも、大分時間を尽くしたのだけれども、完全に無駄ではなかったという感じがします。ただ、私は、最後に私の中に残っているのは、JBIC/NEXIの環境社会配慮ガイドラインは環境を全部確認していないということを確認したと思います。安全の問題は環境問題でありながら、環境問題としてJBICが取り扱っていないということ、それは非常に残念なことだと思います。

きっと上のレベルでこれは決まっているかもしれないと思いますが、そしてこの話の中で産業界の方々からの発言がなかったのは、皆さんは非常に満足しているだろうと思いますけれども、実は私たちは非常に大きな共通点が2つあります。私は原子力を推進する人ではないのです。ただ、私たちの共通点は、安全を確保することは絶対必要です。そして、核不拡散を確保することは絶対必要です。そして、原子力がなくなってほしい人であっても、進めたい人はこそ、またチェルノブイリがあれば原子力の産業界にとって非常に不利なことです。核拡散も非常に不利なことです。そして、この場ではそれをさらにもう一步確保することはできなかったということは、非常に残念だと思います。それは産業界にとっても、皆さんはそう思っていなくても、非常に残念なことだと思います。だから、この環境社会配慮ガイドラインに原子力の安全性、環境の問題、すべてきちんと確認するように、産業界も応援するはずのことだと思います。発言していないのは応援していないことを証明しているだろうと思いますけれども、ここでいわなくても、電車の中でちょっとそのことを考えていただければ。

以上です。

【司会】

ありますか。どうぞ。

【匿名（男性）】

原子力機器を売っているメーカーで、あえてここでは匿名といわせていただきたいと思います。ですが、今回、こういう機会をここでいただきまして、拝見して、1つだけ不安な点が、今回のJBICのものといえますのは、仮に原子力輸出に日本で待ったをかけても、プロジェクト自体は絶対に進みます。ただ、日本製のかわりに、場合によってはロシア製、韓国製、そういったものの原子力プラントができ上がるものと思います。

私たちが考えていますのは、ちょっと車に例えると別次元だとおっしゃる方もいると思うのですけれども、そこに恐らく世界でも優秀なブレーキとエンジンを届けたいわけであり。我々が仮にブレーキを納めなくても、ちょっと緩いブレーキかもしれません、納まります。そういう車が今後いろいろな政府の方針によってどんどん動き始めます。私たちはやはりJBICさんとかNEXIさんのご理解をいただきながら、そういう我々でとめられないプロジェクト、JBICさんが融資を見送ってもとめられないプロジェクトというものがあるのであれば、できればこういう機会をいただきながら、少しでも信頼性の高いものを

恐らく NGOの方々は、それは 100点ではない。99点でもだめだ。でも、車は走るのです。そこに少しでもいいブレーキといいエンジンを納めたいと思っております。そういった点では、世界的にみれば安全に寄与するかもしれません。

【司会】

どうぞ。

【日本機械輸出組合 藤井さん】

産業界も決して安全とかこちらに対して全く無関心ではありません。ただ、どうしても、制度というものについて、産業界もそれを例えば無視したりとかなんとかするというのはまたまた難しく、日本国政府を信頼していないのかということ、これはやはり信頼もしているところがあります。例えば先ほどワイトさんから、この議論をやりますと、これはガイドラインの議論ですので、どっちの責任か論になってしまっているのです。だから、この議論はこのコンサルテーション会合の場では全くふさわしくないと私は思います。

ただ、決して誤解しないでください。変な原発を日本は輸出したいとか、そんなことは

決して考えていませんので、それだけ最後にいっておきます。

【司会】

どうぞ。

【日本プラント協会 長田さん】

最後にちょっと短く。こういうガイドラインですとかマニュアルの議論というのは、恐らくそのベースとして性悪説に基づく議論が進むと思います。私はどちらかという性善説をとっている人間で、今回一番大きいポイントは、セクターのところに原子力という言葉を入れるというのは非常に大きいステップだと私は思っています。そういう名前が入って、JBICさん、NEXIさんが仕事をするとき、では自分たちと関係ない部分はいいやというようにやるかという、決してそうはならないだろうと。かなりご負担がふえるのだろうなと思っています。かなりしっかりしたチェックはされるのではないかなと思います。

以上です。

【司会】

どうぞ。

【日本貿易保険 稲川】

きょうは大変大所高所からの意見、つまり本来ガイドラインで話すところでない点についても多くの意見が出たことは、大変貴重な時間を割いただけのものはあったと主催者のほうとしても思っております。原子力発電って、ほかの発電所と比べると、臨界点に達して運転できるまでに時間がかかるのです。つまり、この論点もそうだったのだなと。無駄に2時間というわけではなくて、ただ、ここでいった話はもうしないよねと。ようやく運転モードに入ったわけですから、皆さんのほうにこれはお願いなのですけれども、2週間以内にペーパーを出していただく際の内容として、国の所与の制度のところを、所与の制度で私たちが動けないということは風間さんご指摘のとおりなので、それは国の制度ではないのだといって何かわあわあやるのも結構なのですけれども、とめませんが、議論が停滞しますよね。ですから、ここはお互い頭の使いどころで、神崎さんはいいことをいわれたのですけれども、国の所与の制度の中で JBIC/NEXIとしてできることは何かという観点

からご提言。それも、もうそもそも論ではありませんから、具体的に情報公開なら情報公開、あるいは原子力の固有の問題というのですか、皆さんのお言葉でいうところの固有の問題というところについて、どういう書きぶりがあるのだろうかという、ちょっとガイドラインに戻ったところでご提案をいただく。それも、無理目の話とって上げているものもたまにあるのは知っているのですけれども、そういうのではなくて、これだったら議論が空回りしないなというところでご提言いただければ、私どものほうも前向きに読ませていただく。きょうのような、ちょっとかたいというか、無能力な発言はしなくて済むのかなというところがございます。

【司会】

どうぞ。

【国際協力銀行 藤平】

時間も大分過ぎております。まとめさせていただきたいと思います。

本日も長いお時間おつき合いいただきまして、まことにありがとうございました。だれとは申し上げませんが、幾つかのご発言の方々からのご発言の中で、正直、感銘を受けたものもあります。それから、痛いところをつかれていたるところもありません。でも、いずれにしても、成果だけみればあれかもしれませんが、私もやはり稲川さんと同じように、きょうは原発だけでなく、いい意見交換ができたのだらうと思っております。

残念ながら、また積み残しができてしまいました。次回は、これはほとんどの、ここに連続的に参加されている方には申し上げているとおりですが、正式に申し上げます。次回は7月10日、ここでやりたいと思っています。次回は、今回の初めのほうでも申し上げましたとおり、手前どものほうにいただいている実施状況確認の追加情報提供をさせていただきます。ただ、想像にかたくないと思いますが、そのときにいきなりそのペーパーをご用意するという感じになりますので、正直、実質的な議論にまでは至れないだらう。私どもも10日だけでこの話が終わりになるとは必ずしも思っていない。それはそういうやり方であるだらうからと。つまり10日にいきなり出すということなので、皆さんに読んでいただいて、何かコメントをいただくということが無理であるということから、10日だけおしまいにするということではないだらうと思っています。

他方、そんな事情もあるものですから、一方で積み残しのものもあるものですから、論点のほうも並行してやりたいと。時間を区切るような格好でやりたいと思っています。したがって、論点につきまして、なぜか飛び地のように残ってしまいました19 1と2、それから27、28、29と。できれば、アンビシャスかもしれませんが、追加論点に当たるところも幾らか触れられたらということ。これが論点。あと、時間を区切って、先ほど申しました追加情報提供ということにさせていただきたいと思います。

今回は10日です。1週間後でございます。またお忙しい、むしろ暑くなってくると思いますけれども、梅雨は明けないと思いますが、皆さん、お体にはぜひ気をつけられて、ぜひまた次回も参加いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは、今回は10日ということで、皆様、バッジを胸につけていただいていると思いますが、お帰りの際に警備のほうにお返しいただければと思います。

どうもありがとうございました。